

新元気ひたち 障害者プラン

改定版

第5次 日 立 市 障 害 者 計 画
第7期 日 立 市 障 害 福 祉 計 画
第3期 日 立 市 障 害 児 福 祉 計 画

～ 共に生きる社会の実現～



令和6年3月

日 立 市

はじめに



本市では、令和3年3月に3つの計画（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画）を一体化した「新元気ひたち障害者プラン」を策定し、「共生社会の実現」を目指して、各種施策を推進し、障害福祉の充実に努めてまいりました。

こうした中、近年では、障害のある方やその介護者の高齢化、障害の重度化、福祉人材の不足など、様々な課題が生じてきております。さらには、新型コロナウイルス等の感染症や多発する自然災害を通して、障害のある方への継続したサービス提供体制の確保をはじめ、災害発生時の避難や避難後の支援体制の重要性を再認識させられたところであります。

また、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたことに伴い、誰でも情報を入手・利用できる環境の整備が求められるようになったことに加え、本年4月からは、民間事業者に対しても障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害のある方を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、障害のある方が住み慣れた地域で安心していきいきと自立した生活を送ることは、私たちの願いであります。そこでこの度、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら暮らすことのできる地域社会を実現するため、社会状況の変化や新たな課題に対応した「新元気ひたち障害者プラン改定版」を策定いたしました。

本計画においては、これまで基本理念として掲げてきた「共に生きる社会の実現」を継承するとともに、重点施策として新たに「感染症対策の推進」、「バリアフリーの推進」、「防災・防犯対策の推進」を位置付け、障害者施策の着実な推進を図ってまいります。

計画の推進には、市民の皆様をはじめ、福祉団体や関係機関などとの連携が不可欠でありますので、皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査などを通して貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました日立市障害者自立支援協議会委員の皆様や関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

日立市長 小川 春樹

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の推進体制	3
第2章 障害者の現状と課題	5
1 現状	5
2 課題	14
第3章 基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 施策体系	18
4 重点施策	19
第4章 施策の展開	21
基本方針1 心のバリアフリー化の推進	21
基本方針2 保健・医療の充実	27
基本方針3 教育・療育の充実	35
基本方針4 就労・社会参加の支援	40
基本方針5 福祉サービスの充実	45
基本方針6 生活環境の整備	51
第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保策	56
1 障害福祉サービス	56
2 地域生活支援事業	82
3 その他の取組	92
第6章 本市が運営する施設の今後の在り方	94
《資料編》	96
1 日立市障害者自立支援協議会委員名簿	96
2 策定経過	98

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、令和3年3月に「新元気ひたち障害者プラン」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解、尊重し、共に手を取り合い、支え合って暮らすことができる「共に生きる社会の実現」を目指して障害福祉施策を推進してきました。

その中で、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障害のある方や家族、支援者の生活環境に多大な影響を与えています。また、令和4年8月には、日本の障害者施策の取組について、国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、勧告等がなされました。障害者の生命を守り、安全・安心な日常生活を支えるためにも障害のある方や家族、支援者への施策の更なる充実を図るとともに、一人一人が障害のある方及び障害への理解を深めていく必要があります。

この度、第6期日立市障害福祉計画・第2期日立市障害児福祉計画の最終年度に当たり、第5次日立市障害者計画の中間見直しと併せ、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害当事者等のニーズや実態などを踏まえ、新元気ひたち障害者プラン改定版（第5次日立市障害者計画・第7期日立市障害福祉計画・第3期日立市障害児福祉計画）を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和8年（2026年）度までの6年間です。ただし、「日立市障害福祉計画」及び「日立市障害児福祉計画」の期間は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間とします。

図：計画の期間

計画	年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	新元気ひたち障害者 プラン改定版		
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	6 2024	7 2025	8 2026
日立市障害者計画		第4次【平成26年度～】				第5次(中間年に見直し)					
日立市障害福祉計画		第4期 【平成 27年度～】	第5期			第6期			第7期		
日立市障害児福祉計画		—	第1期			第2期			第3期		

3 計画の位置付け

「日立市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

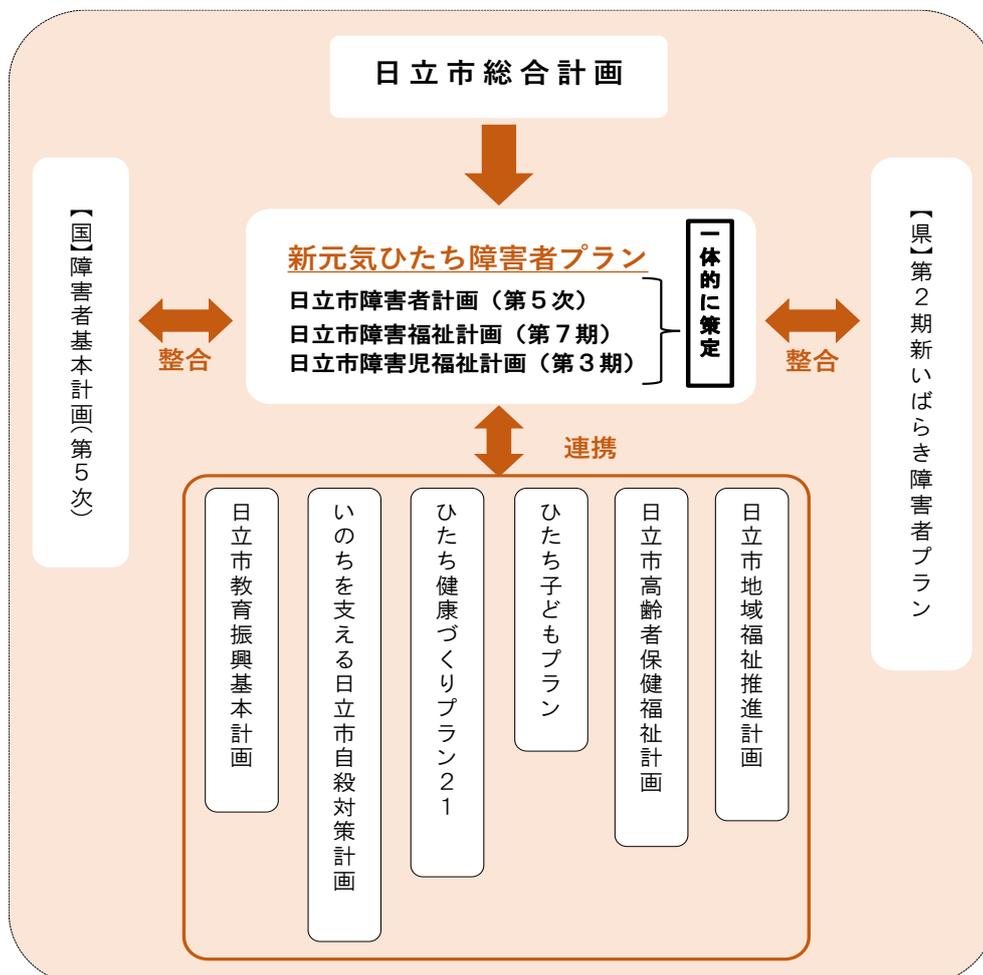
「日立市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

「日立市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

本市では、それぞれの計画の調和が保たれるよう「新元気ひたち障害者プラン」として一体的に策定します。

また、茨城県の「第2期新しいばらき障害者プラン」や国の「障害者基本計画（第5次）」の内容と整合させながら、市政運営の指針となる上位計画「日立市総合計画」を始め、地域福祉の総合的な取組指針である「日立市地域福祉推進計画」など、関連する他の計画との整合にも配慮するものです。

図：本計画の位置付け



4 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、障害のある方とその家族、障害者団体、民間事業者、地域社会等の各主体が、連携・協議の下、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制を進め、社会全体で障害のある方を支え、自立と社会参加等を支援していきます。

また、国の障害者制度の改正動向や障害のある方を取り巻く社会状況等に対応するとともに、「日立市障害者自立支援協議会」において、様々な課題に対応しつつ、計画の達成状況を点検・評価し、必要に応じて計画を見直し、次期計画に反映させていきます。

(1) 各主体の役割

地域共生を目指した障害者施策を円滑に推進するためには、障害のある方とその家族、障害者団体、民間事業者、地域社会、市民、行政等で、相互の連携・協議が重要です。各主体がつながり、支え合いながら、社会全体の取組として共通意識を持った各種施策を進めます。

ア 市の役割

本市が設置する「日立市障害者自立支援協議会」を中心に、国や県、関係機関が連携し、支援のネットワークを構築することにより、障害のある方が安心して地域で生活できる仕組みづくりを進めます。

イ 障害のある方とその家族の役割

日常的な外出等にとどまらず、地域を構成する一員として、自らの意思を明確にして積極的に地域行事や文化活動などへ参加するとともに、地域の方々から理解と共感を得られるような行動などにより、各主体とのつながりを持つことが必要です。

ウ 障害者団体

障害のある方の立場を基軸として、その意思を尊重・集約し、地域社会や関係団体等と連携することで、障害のある方が地域社会の中で自立した生活ができるよう努めることが必要です。

エ 民間事業者の役割

障害福祉サービス事業者は、障害のある方の人格や個性、意思を尊重して事業に取り組むことが必要です。企業においては、障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域社会を構成する一員として、障害のある方の就労環境づくりに努めることが必要です。

オ 地域社会の役割

市民、コミュニティ、団体、学校、企業等、様々な主体で構成されている地域社会では、昨今の災害や感染症拡大により、人と人との絆が重要であることが再認識されています。障害の有無にかかわらず、安心して地域で生活できる環境づくりに努めることが必要となっています。

カ 市民の役割

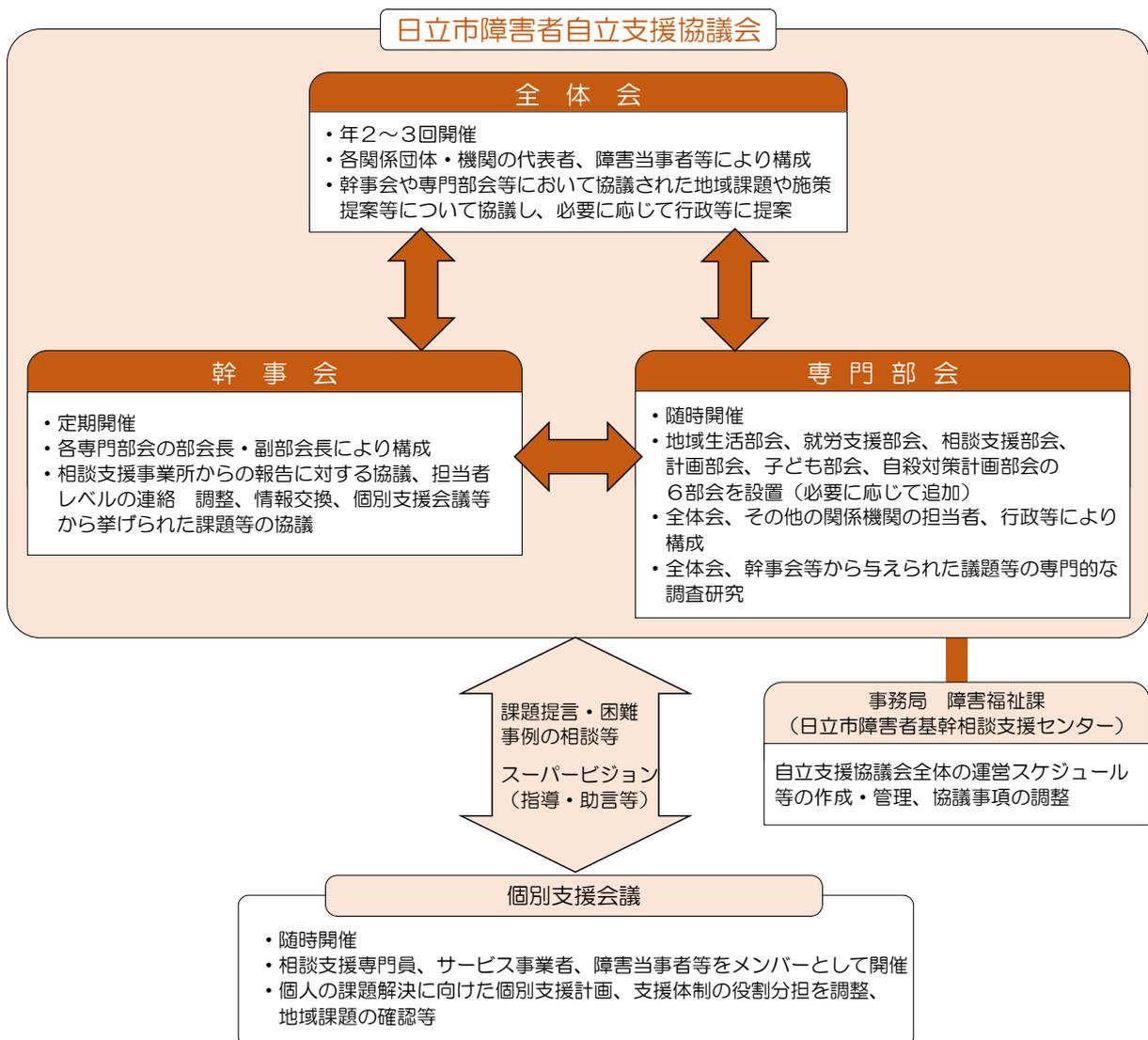
様々な主体や社会を構成するのは、市民一人一人です。障害のある方やその家族を社会から孤立させることのないよう、市民が、障害に関する正しい知識を持って、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合うことが必要です。

(2) 推進体制

本市は、「地域における障害者福祉の推進に関わる方々の連携及び支援に関する協議を行う場」として、日立市障害者自立支援協議会を設置し、障害者等及びその家族、福祉団体に加え、障害者等の福祉、医療、教育、雇用等に関連する関係者（関係機関等）との連携を密にし、地域の実情に応じた体制の充実を図っています。

計画の推進に当たっては、実績を把握し、障害者施策及び関連施策の進捗状況や国から提供される障害福祉DBの活用なども踏まえながら、分析・評価を行い、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法による進行管理を行います。

図：日立市障害者自立支援協議会の役割



第2章 障害者の現状と課題

1 現状

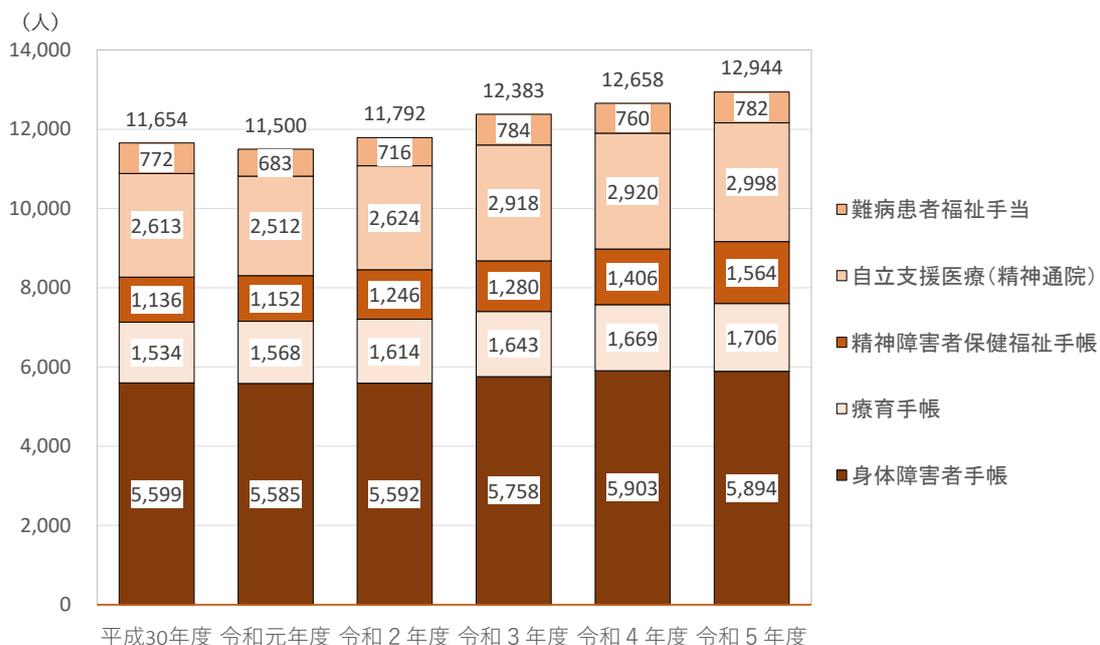
(1) 障害者数の推移

本市の人口は、平成17年以降、減少傾向となっていますが、障害者手帳所持者等の合計数は増加傾向にあります。

令和5年度では、身体障害者手帳は5,894人、療育手帳は1,706人、精神障害者保健福祉手帳は1,564人が所持しており、また、自立支援医療（精神通院）受給者は2,998人、難病患者福祉手当受給者は782人となっています。

また、最も支援の度合いが高い障害支援区分6の方も増加傾向にあります。

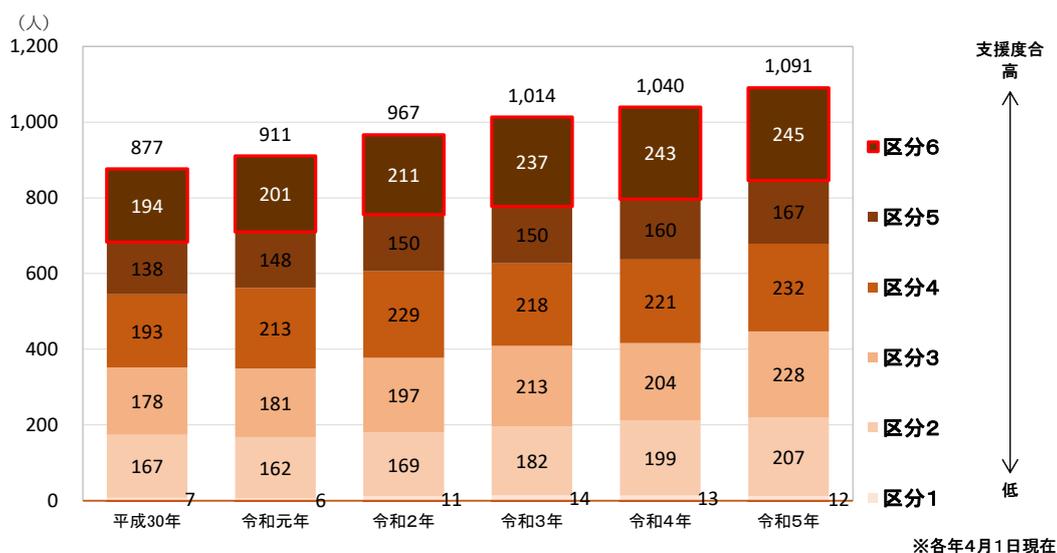
図表：日立市の人口と障害者数の推移



	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	人口に対する 構成比
日立市人口	179,207	177,088	174,639	173,032	170,232	167,501	
身体障害者手帳	5,599	5,585	5,592	5,758	5,903	5,894	3.52%
療育手帳	1,534	1,568	1,614	1,643	1,669	1,706	1.02%
精神障害者保健福祉手帳	1,136	1,152	1,246	1,280	1,406	1,564	0.93%
自立支援医療（精神通院）	2,613	2,512	2,624	2,918	2,920	2,998	1.79%
難病患者福祉手当	772	683	716	784	760	782	0.47%
計	11,654	11,500	11,792	12,383	12,658	12,944	
日立市人口に対する構成比 (重複あり)	6.50%	6.49%	6.75%	7.16%	7.44%	7.73%	

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

図：障害支援区別の推移



資料：障害福祉課

(2) 障害別状況

[令和5年4月1日現在]

ア 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者のうち、1級・2級の重度の方が全体の半数以上を占めています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	154	124	25	26	37	19	385
聴覚障害・平衡感覚障害	8	130	56	90	0	175	459
音声・言語障害・そしゃく機能障害	0	6	38	21			65
肢体不自由	623	590	398	690	234	110	2,645
内部障害	1,385	16	280	659			2,340
計	2,170	866	797	1,486	271	304	5,894

イ 療育手帳

知的障害児は全体的には軽度の判定が多くなっていますが、年齢を重ねると重度の判定が増加する傾向があります。

	㊤	A	B	C	計
18歳未満	33	41	66	150	290
18歳以上	317	352	393	354	1,416
計	350	393	459	504	1,706

ウ 精神障害者保健福祉手帳

2級・3級の方が9割を占めています。

	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳所持者	144	844	576	1,564

(3) アンケート調査結果（概要）

ア 障害当事者

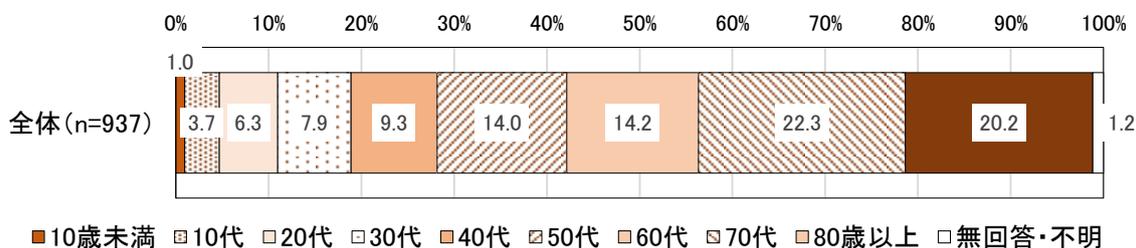
(7) 調査期間及び調査方法

令和5年8月29日（火）から9月19日（火）まで、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び難病患者福祉手当受給者のうち2,000人を対象に、無記名によるアンケート調査を実施しました。

(イ) アンケート回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000人	937人	46.9%

<年齢別>

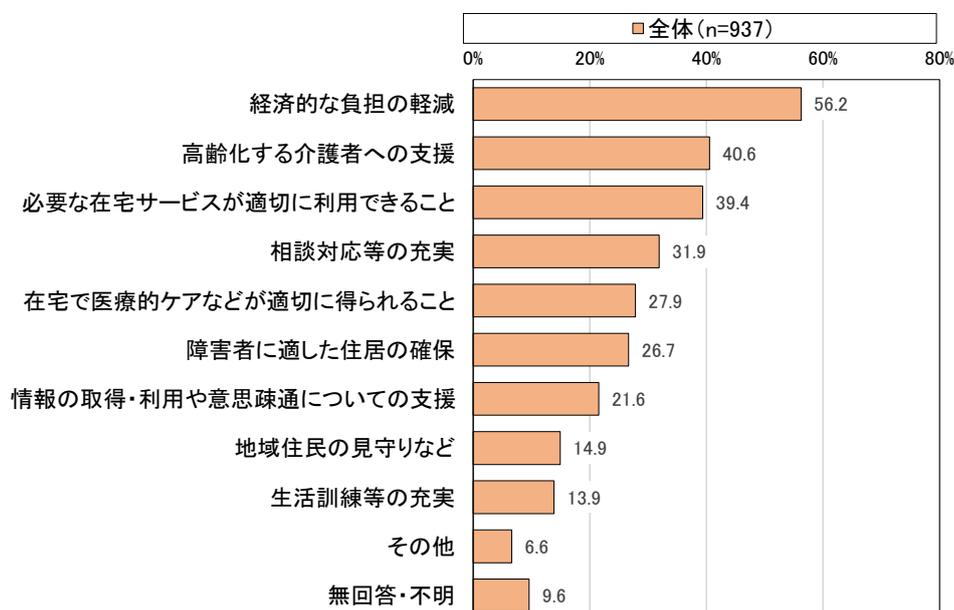


年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答・不明	全体
人数	9人	35人	59人	74人	87人	131人	133人	209人	189人	11人	937人

(ウ) 主な回答

<地域で生活するために必要な支援>（複数回答）

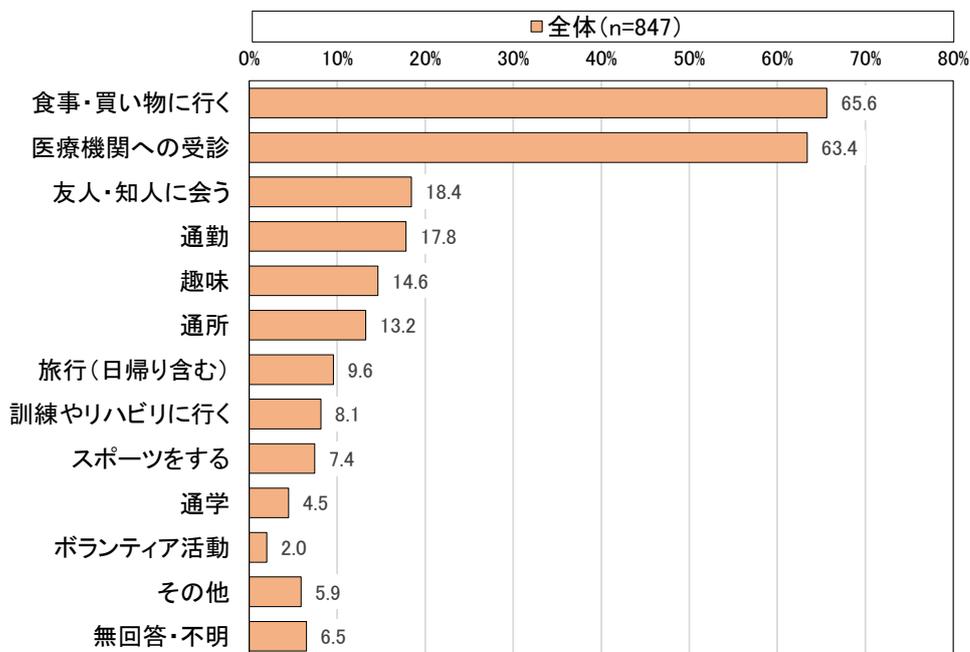
「経済的な負担の軽減」の割合が56.2%と最も高く、次いで「高齢化する介護者への支援」の割合が40.6%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が39.4%、「相談対応等の充実」の割合が31.9%となっています。



<外出の目的> (複数回答)

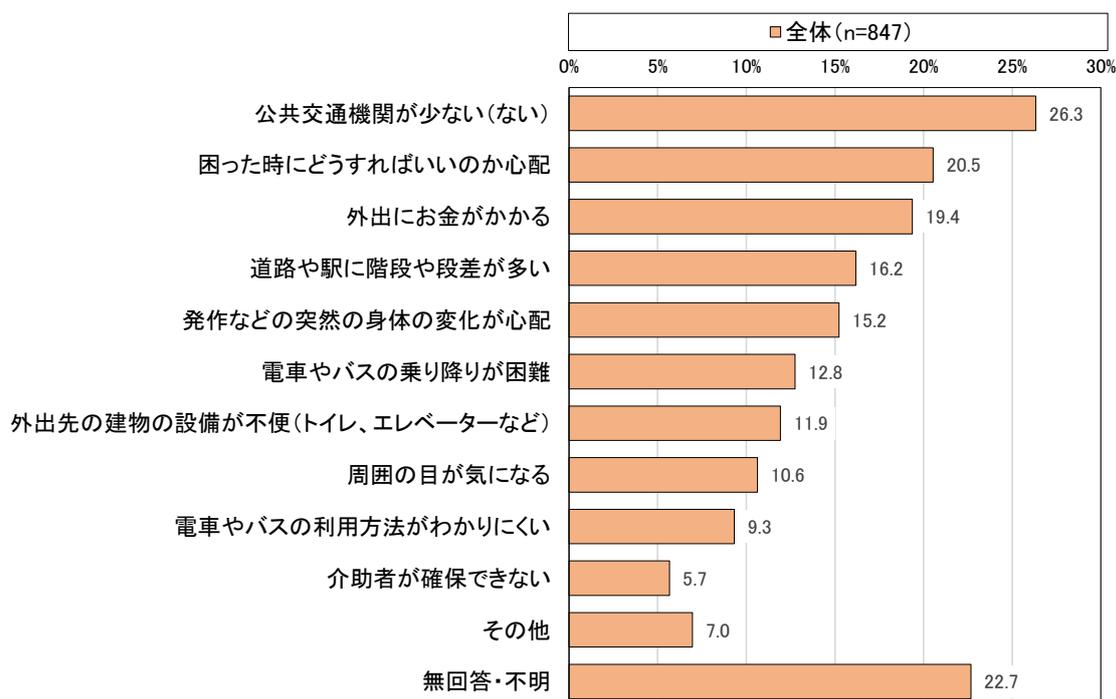
「食事・買い物に行く」の割合が 65.6%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が 63.4%となっています。

また、「通勤」「通所」「通学」の割合の合計は 35.5%となっており、「趣味」「旅行(日帰り含む)」「スポーツをする」という余暇活動目的の外出の割合は、31.6%となっています。



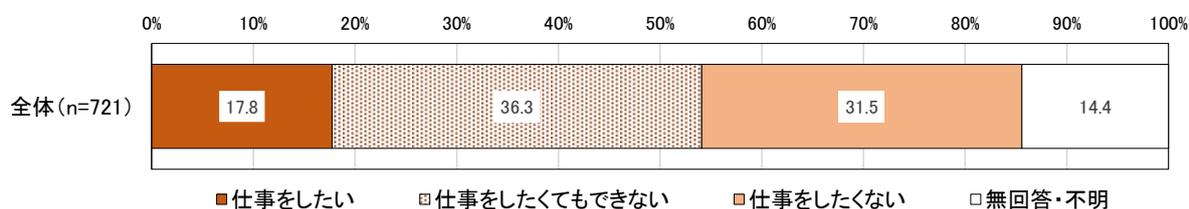
<外出時に困ること> (複数回答)

「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が 26.3%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が 20.5%、「外出にお金がかかる」の割合が 19.4%となっています。



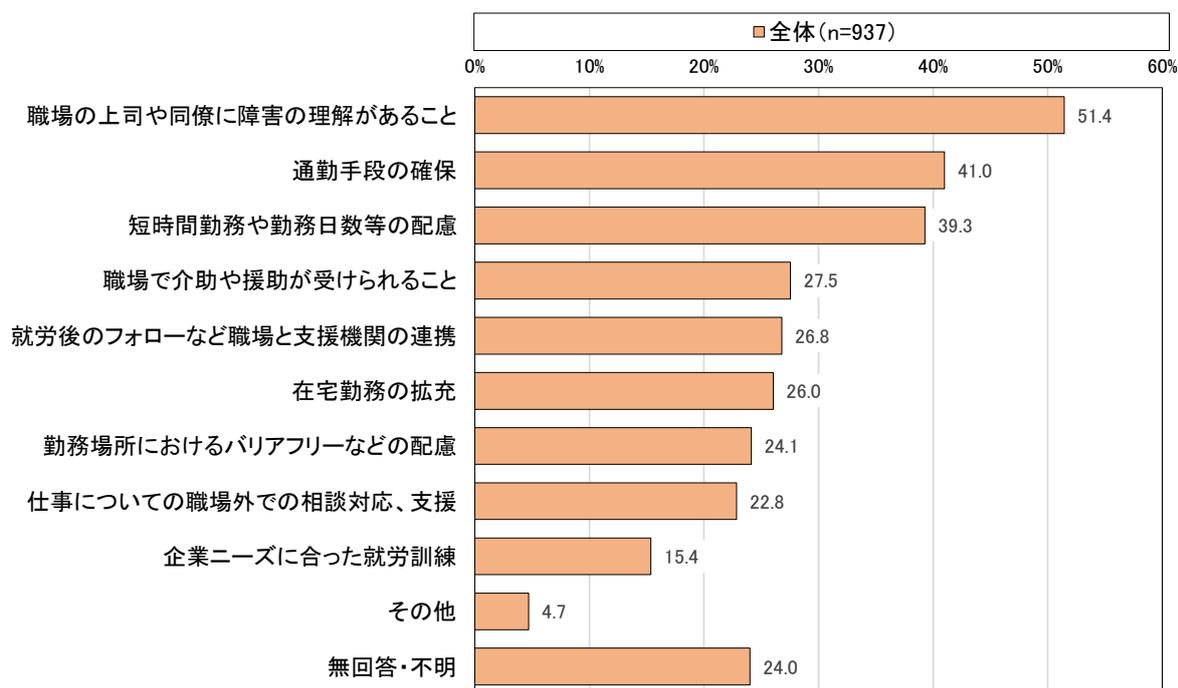
＜今後、収入を得る仕事の希望＞ ※18歳以上の就業していない人のみ

「仕事をしたい」が17.8%、「仕事をしたくてもできない」が36.3%となっており、全体の54.1%が収入を得る仕事を希望しています。



＜就労を継続するために必要なこと＞（複数回答）

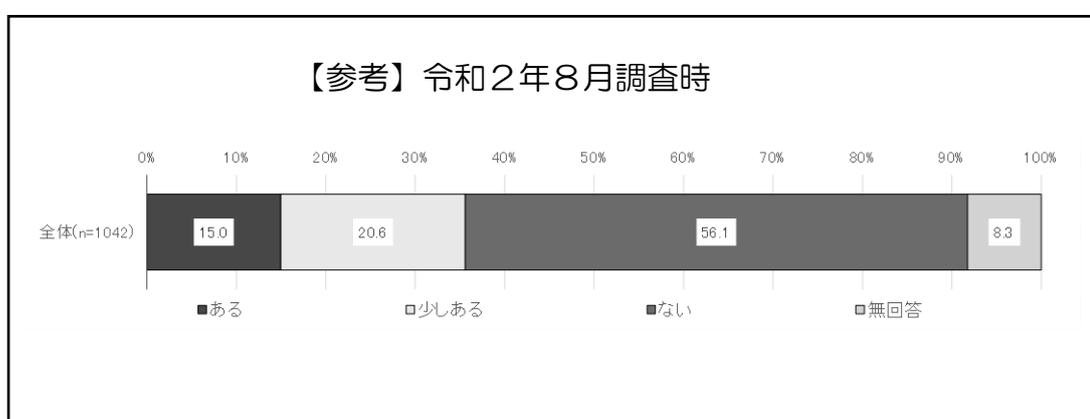
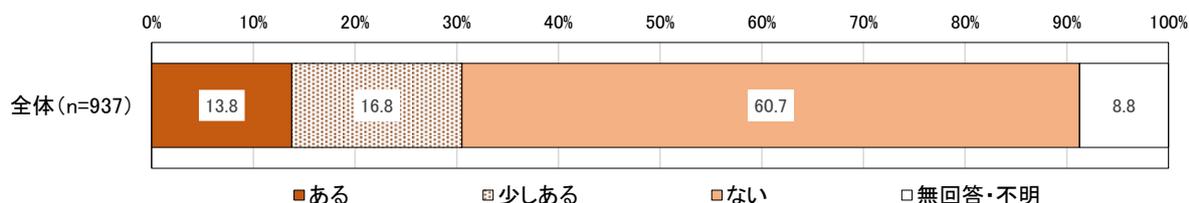
「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が51.4%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が41.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が39.3%、「職場で介助や援助が受けられること」が27.5%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が26.8%となっています。



<差別や嫌な思いの経験>

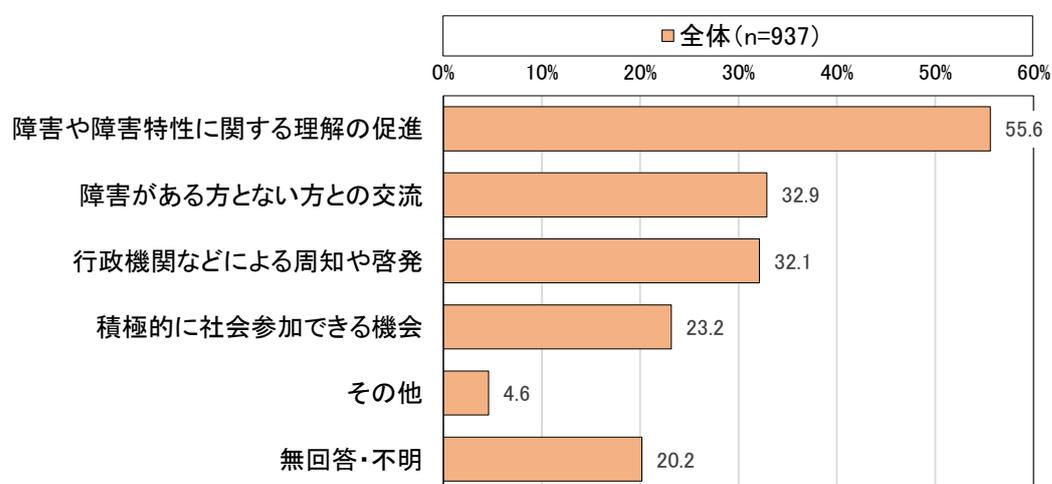
「ある」と「少しある」の割合の合計が30.6%、「ない」の割合が60.7%となっています。

前回調査（令和2年8月）では「ある」と「少しある」の割合の合計が35.6%となっていました。



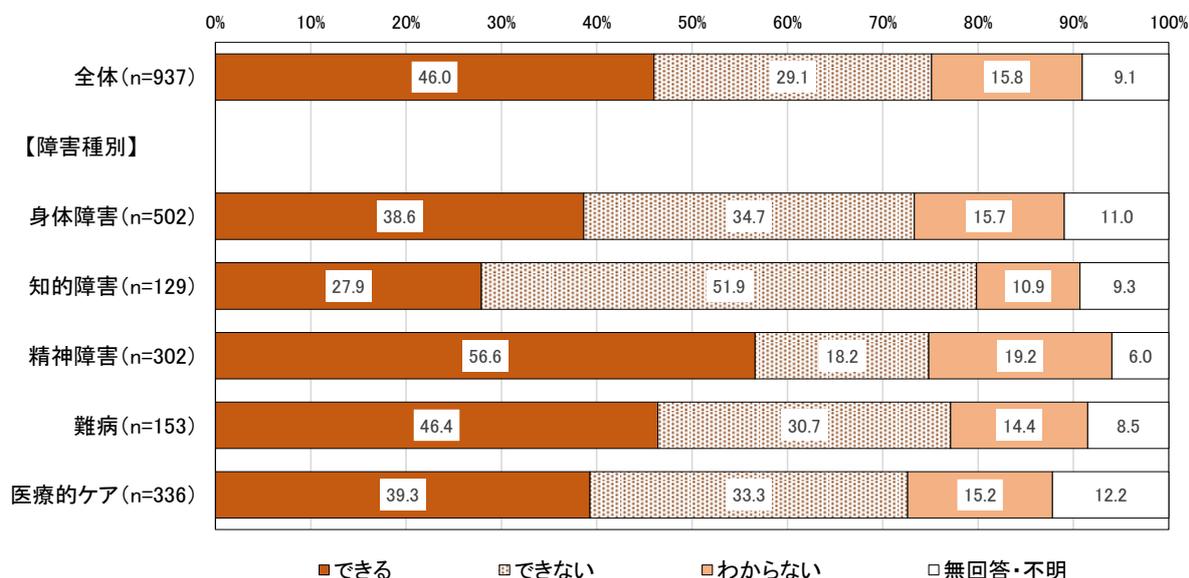
<障害者差別のない共生社会を実現するために必要なこと>（複数回答）

「障害や障害特性に関する理解の促進」が55.6%と最も高く、次いで「障害がある方とない方との交流」が32.9%、「行政機関などによる周知や啓発」が32.1%、「積極的に社会参加できる機会」が23.2%となっています。



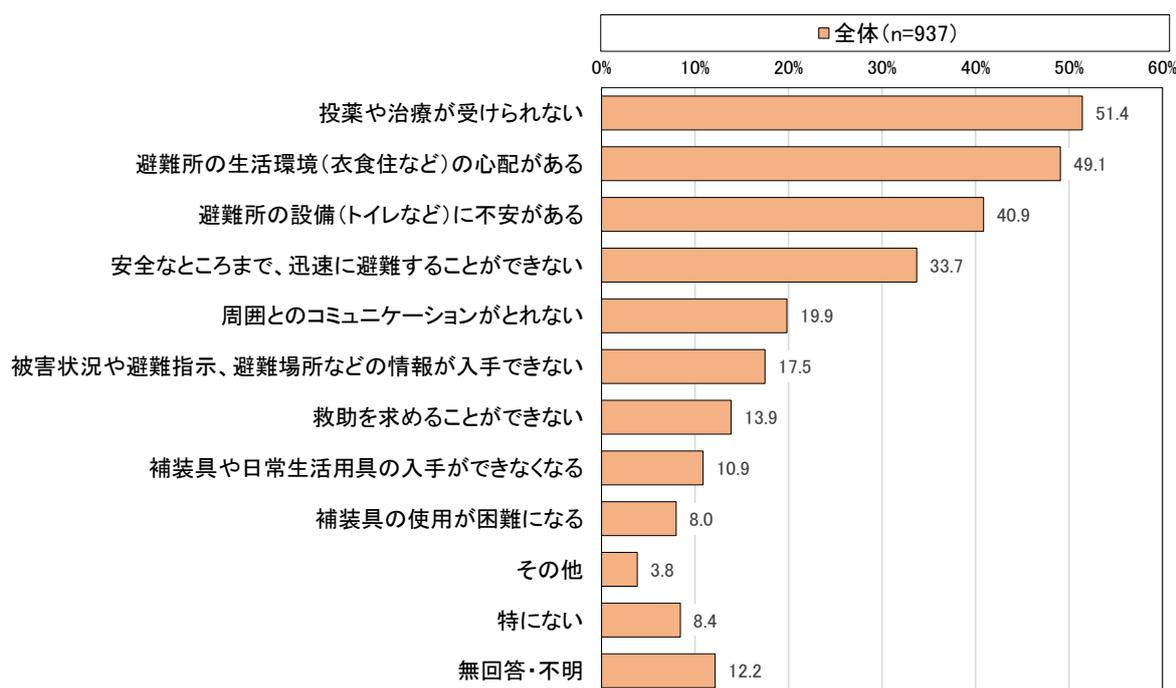
<災害時の自力での避難>

「できる」が全体では46.0%と半数近くとなっていますが、障害別で見ると、知的障害では、「できる」が27.9%にとどまっております、反対に「できない」が51.9%と半数を超えています。



<災害時に困ること> (複数回答)

「投薬や治療が受けられない」が51.4%と最も高く、次いで「避難所の生活環境(衣食住など)の心配がある」が49.1%、「避難所の設備(トイレなど)に不安がある」が40.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.7%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が19.9%となっています。



イ 障害福祉団体等 7 団体

令和5年9月15日（金）から9月29日（金）まで、障害福祉団体のニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

障害福祉団体等

- ① 日立市視覚障害者協会
- ② 日立市肢体不自由児者父母の会
- ③ 日立市手をつなぐ親の会
- ④ 日立市聴覚障害者協会
- ⑤ 日立重症心身障害児（者）を守る会
- ⑥ ハートねっと日立市民の会
- ⑦ 茨城県難病団体連絡協議会

【主な意見】

〈施設の整備に関すること〉

- ・ 市内に同行援護事業所が少なく、急な依頼ができない。
- ・ 障害者が将来的に安心して地域で生活できる環境を整備してほしい。
（グループホーム等）
- ・ 重度障害児者が入所（短期）できる施設を整備してほしい。
- ・ 重度障害児者の医療を含めた入所施設を整備してほしい。

〈サービス・支援等に関すること〉

- ・ 入所施設から一時帰省した際にサービスを利用できるようにしてほしい。
- ・ 公共施設における意思疎通手段を確保してほしい。
（テレビ電話で手話通訳者を介して意思疎通するためのタブレット配備等）

〈その他〉

- ・ 災害時の障害者避難計画について見直してほしい。
- ・ 精神疾患に関する年齢に合った教育や、保護者等への勉強会を実施してほしい。
- ・ 障害があっても長所をいかして社会貢献につなげることは可能である。

ウ 障害福祉サービス事業者

令和5年9月15日（金）から9月29日（金）まで、市内の障害福祉サービス事業所の実態及びニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、日立市内において障害福祉サービスを提供する60法人（105事業所）に対し、アンケート調査を実施しました。

【主な結果】

項目	主な回答
障害者の受入態勢	<p>《余裕がある》 生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、共同生活援助（介護・外部）、日中一時支援、訪問入浴サービス</p> <p>《新規受入れは難しい》 重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助（日中サービス支援型）、施設入所支援</p> <p>《市内に事業所がない》 重度障害者等包括支援、療養介護、就労定着支援、短期入所（医療型）、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（福祉型・医療型）、自立生活援助</p>
不足していると感じるサービス	相談支援、居宅介護、共同生活援助（日中サービス支援型）
今後、新たに実施を検討しているサービス	共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、放課後等デイサービス
今後の事業展開	現状維持 59.2%、拡大 30.6%
運営上の課題	職員の確保、職員の資質向上、事務作業量が多い
利用者からの要望	送迎サービスの実施、グループホームの空きがなく将来が不安、給与・工賃が少ない、特になし
サービスの質の維持・向上のための取組	職員間での話し合い、研修
災害時に困ること	帰宅困難時の対応、食料や飲料水の確保、移動手段や避難経路の確保、非日常的な出来事にパニックになってしまう利用者への対応
行政に期待する支援	設備の助成、人材確保、行政から福祉への仕事の分配
権利擁護について行っている取組	職員研修
人材確保・育成・資質向上への取組	資格取得のサポート、勤務シフトの工夫

2 課題

(1) 地域で安心して生活できる環境の整備

地域で生活するためには、障害福祉サービス等の適切な利用ができる環境とともに、介護者である支える側の支援が必要となります。障害者施設やサービス等が足りないという声や、介護者の高齢化が進む一方で、障害福祉サービス事業者からは、職員の確保や資質向上が課題として挙げられています。福祉人材の確保・育成・定着とともに、親亡き後でも地域の中で安心して生活し続けられる環境の整備が求められています。

(2) 障害のある方及び障害に対する理解の促進

障害に対する理解の促進に取り組んでいますが、アンケートでは障害のある方のうち約3割が嫌な思いをした経験があり、障害のある方への偏見や差別は決して少なくはありません。市民一人一人が障害のある方や障害の特性を理解し、認識を深めることで偏見や差別を解消していくことが求められています。

(3) 災害時のスムーズな避難及び支援体制

災害時において自力で避難できない方や、投薬や生活環境等の理由から一般の避難所での避難生活が困難な状況の方がいます。災害時に、障害があっても安全に避難等が行えるとともに、安心して避難生活が送れるよう、避難に関する支援体制を充実させることが求められています。

(4) 社会参加促進による生活の質の向上

社会的な活動に参加することで、自己実現や生活の質の向上を図ることができます。障害のある方の日常生活を豊かで潤いのあるものとするため、日中活動や文化・スポーツ活動の場と機会の提供など、障害のある方が外出し、社会の場で活動しやすい環境を充実させることが求められています。

(5) 就労機会の拡大

障害のある方が就労を希望しているものの、社会とのギャップや職場の理解不足等により、就労に結び付かない状況があります。一般就労に向けた必要な支援の充実を図るとともに、障害のある方への理解や雇用の促進を図る必要があります。また、福祉的就労については、一人一人の障害特性や能力に応じた支援や工賃向上を図ることが求められています。

(6) 障害の有無にかかわらず、情報を入手・利用できる環境の整備

地域で障害のある方が安心して生活できるよう、障害福祉サービスの充実等、様々な取組を進めていますが、制度や取組等を知らない、内容が分からないといった方がいます。障害の有無や障害種別によらず、等しく情報を入手・利用し、また円滑に意思疎通できる環境の整備を行うとともに、必要としている人に、必要な情報が届くような取組が求められています。

(7) バリアフリーの推進

障害のある方が外出時に困ることとして、「道路や駅に段差が多い」「電車やバスの乗り降りが困難」「外出先の建物の設備が不便」が多く挙げられています。障害のある方が地域で安全かつ快適に生活できる環境を整備するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入したまちづくりが求められています。

(8) 感染症対策の支援体制

新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大時には、施設利用者がサービスを継続して利用できなくなったことや、障害福祉サービス等を支える職員等においても感染によって通常のサービスの提供が困難な状況がありました。感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の各段階に応じた対策が求められています。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という「共生社会」の実現を基本的な考え方としています。

本市においても、更なる障害者福祉の充実と取組の推進を目指し、引き続き「共に生きる社会の実現」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていくこととします。

基本理念

共に生きる社会の実現

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の6つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

基本方針1 心のバリアフリー化の推進

障害に対する市民の理解を促進し、障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支え合い、住み慣れた地域で生活できる社会を目指します。

また、障害者差別解消法などの関係法令の更なる周知・啓発を図るとともに、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供等に向けた権利擁護の取組を推進します。

基本方針2 保健・医療の充実

障害のある方が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるように、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本方針3 教育・療育の充実

子どもの成長に応じた適切な時期における健康診査等の実施により、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人一人の状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

また、障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、障害の特性に応じた学習の場や機会の提供に努めます。

基本方針4 就労・社会参加の支援

障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生きがいを持って働き、社会的、経済的自立を図る必要があることから、障害のある方の雇用を促進するとともに、福祉的就労の場で働く方の工賃向上に向けた取組を推進します。

また、障害のある方の日常生活を豊かなものにするため、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには、社会参加をするために必要な移動の支援や情報提供等の充実に努めます。

基本方針5 福祉サービスの充実

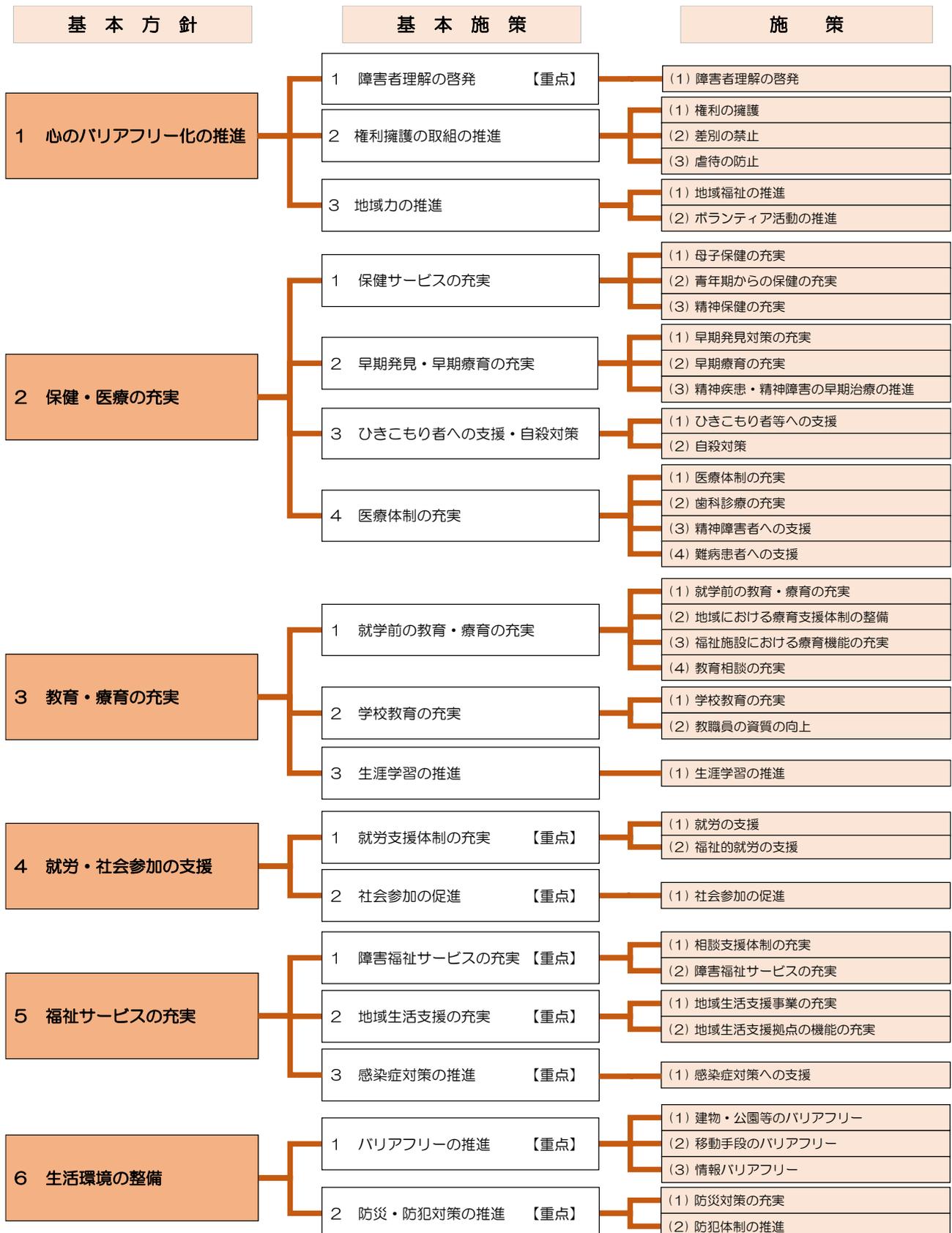
障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の状況に応じた日常生活や社会生活を営むための支援が重要となることから、障害のある方のニーズを踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の一層の充実に努めます。

基本方針6 生活環境の整備

障害のある方が住み慣れた地域で安全かつ快適に日常生活を送るため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるように、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。

3 施策体系



4 重点施策

障害者施策の動向、本市の課題やアンケート調査結果を踏まえ、本計画期間において、重点的に取り組むべき施策を次の8項目とします。

(1) 障害者理解の啓発

共生社会の実現のためには、地域に暮らす誰もが、障害についての正しい知識を持ち、助け合い・支え合う地域づくりを進めていくことが大切であることから、啓発・広報活動等により障害に対する理解の啓発を図ります。

- ア 障害のある方とない方が、相互に理解を深めるために、一緒に活動できるイベントなどの交流事業等の開催
- イ 障害の特性や必要な配慮、障害福祉制度など、障害のある方に対する理解を深めるための啓発・広報活動の実施

(2) 就労支援体制の充実

障害のある方が地域で生きがいを持って生活し、社会経済活動に参加していくために、障害のある方の働く意欲を尊重し、障害のある方の雇用と共に、福祉的就労を含めた雇用の促進を図ります。

- ア ハローワーク等の関係機関と連携した情報提供
- イ 各事業所の安定した作業量の確保、工賃向上への支援

(3) 社会参加の促進

スポーツや芸術文化活動等を通じて、多くの人と交流ができ、身近な地域とつながることのできる社会参加の場の確保や移動手段の確保等により、社会参加の促進を図ります。

- ア 芸術文化・スポーツ活動等による社会参加機会の提供
- イ 移動手段の確保等の生活環境の整備

(4) 障害福祉サービスの充実

障害のある方が安心して地域で暮らしていくためには、地域生活を支えるサービスの提供体制が整備されていることが重要となることから、一人一人の障害の状況に応じた相談支援と、障害者本人の意思を尊重したサービスの提供体制の充実を図ります。

- ア 障害のある方がきめ細やかなサービスを受けられる計画相談体制の確保
- イ 障害のある方の個々の状態や生活状況、ニーズなどに応じた適切なサービスの提供

(5) 地域生活支援の充実

障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、障害の状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図ります。

- ア 障害のある方が、安心して地域で生活できるサービスの充実
- イ 地域における相談支援の拠点となる地域生活支援拠点施設の機能拡充

(6) 感染症対策の推進

必要なサービスを継続して受けられるよう、感染症の発生予防と感染症拡大防止のための体制を整え、障害福祉サービス事業所による障害のある方の居場所の確保を図ります。

- ア 感染症の発生予防と感染拡大防止の取組の推進
- イ 感染症に対する情報発信の強化

(7) バリアフリーの推進

地域で安全かつ快適に日常生活を送ることのできる環境を整備するとともに、障害の有無にかかわらず必要な情報の入手や利用ができる環境の整備を図ります。

- ア バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入の推進
- イ 障害特性に対応した情報の取得や利用ができる体制の整備

(8) 防災・防犯対策の推進

台風や地震などの災害が発生した際に、障害があっても安全に避難等が行えるとともに、安心して生活が送れるよう支援体制の充実を図ります。

- ア 災害発生時等に、障害のある方が迅速かつ的確な支援が受けられる体制の整備
- イ 災害発生後にも必要な福祉サービスが受けられる体制の整備

第4章 施策の展開

基本方針1 心のバリアフリー化の推進

障害に対する市民の理解を促進し、障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支え合い、住み慣れた地域で生活できる社会を目指します。

また、障害者差別解消法などの関係法令の更なる周知・啓発を図るとともに、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供等に向けた権利擁護の取組を推進します。

基本施策1 障害者理解の啓発【重点】

現状と課題

- アンケート調査の結果では、障害のある方等が経験する「差別や嫌な思い」は減少傾向にありますが、30.6%の方が「ある」又は「少しある」と回答しています。
- 共生社会の実現には、障害のある方や障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある方に対して、市民一人一人の理解と認識を深めることが重要です。
- 障害者理解を啓発するために、様々な機会や媒体を活用した広報活動の実施や、学校やイベント等における障害当事者との交流機会の創出など積極的な啓発活動が必要です。
- 幼稚園や小学校などの幼少期から、障害のある方との交流事業などを始め、福祉に関する教育を行い、障害者理解を深める必要があります。

施策

(1) 障害者理解の啓発

取組方針	主な取組
障害のある方とない方が、相互に理解を深めるために、一緒に活動できるイベントなどの交流事業等の開催を積極的に推進します。	◆ 日立市ふれあい運動会 ◆ スポーツ・レクリエーションふれあい教室 ◆ 行政放送でのユニバーサルスポーツ等の紹介 ◆ 障害当事者との交流機会の創出
障害の特性や必要な配慮、障害福祉制度など、障害のある方に対する理解を深めるために、啓発・広報活動の実施や、市民向けの研修などを積極的に開催します。	◆ (拡)障害者週間における啓発・広報活動 ◆ (新)障害者作品展の開催（常設展含む） ◆ (新)自主製品販売会の実施（常設販売含む） ◆ スポーツ・レクリエーションふれあい教室 ◆ (拡)障害者権利擁護・虐待防止研修会

取組方針	主な取組
<p>障害のある方自らが地域活動やイベント等に積極的に参加し、広く交流を図れるよう、障害のある方や事業所、障害者団体等に周知・広報します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ 各種団体へのメール等による広報
<p>幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校の園児・児童・生徒・教員などが特別支援教育に関する理解を深めるため、特別支援学校との交流の機会を設けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援学校と通常の学級との交流
<p>障害福祉制度や障害のある方に対する各種支援、市内の施設・事業所などの情報を、ガイドブックやホームページなど、様々なメディアを通じて提供を行うとともに、内容の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者福祉ガイドブックの作成 ◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ 障害者福祉に関する意識啓発活動

基本施策 2 権利擁護の取組の推進

現状と課題

- 障害のある方に対する誤解や偏見、理解不足等を解消する取組が十分に行われてこなかったことが、様々な社会的なバリアを生み出す要因となっている場合があります。
- 障害のある方が地域で安心して生活するためには、権利擁護の啓発・広報や成年後見制度などに関する利用支援を充実させ、その方の権利が守られる必要があります。
- 障害者差別解消法に基づき、障害者差別を禁止し、障害のある方に対する合理的配慮の提供を促進する必要があります。
- 障害者虐待の未然防止のためには、市民や事業所に対して啓発・広報を行い、虐待を発見した時には、迅速に対応できる体制を整備しておく必要があります。

施策

(1) 権利の擁護

取組方針	主な取組
障害のある方の権利擁護について、研修会の開催、啓発・広報活動を行うことで、障害のある方の権利擁護に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡)障害者週間における啓発・広報活動 ◆ (拡)障害者権利擁護・虐待防止研修会
成年後見制度の利用にかかる経費及び後見人への報酬を助成することで、制度利用の促進を図り、障害のある方の権利擁護を推進します。	◆ 成年後見制度利用支援事業
障害のある方や関係機関などからの成年後見制度に関する相談や利用手続の支援等に応じるほか、法人として後見を受任することなど、広く制度の啓発と普及に努めます。	◆ 成年後見サポートセンター（日立市社会福祉協議会）
福祉サービスの利用に係る手続、金銭などの管理を支援するため、障害のある方を対象とした日常生活自立支援事業の利用を促進します。	◆ 日常生活自立支援事業（日立市社会福祉協議会）

(2) 差別の禁止

取組方針	主な取組
<p>障害者権利条約及び障害者差別解消法に基づき、各種研修会や啓発・広報活動等を通して、障害のある方に対する差別的取扱いの防止、民間事業者も含めた合理的配慮の提供促進を図り、障害のある方の差別の解消に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡)障害者権利擁護・虐待防止研修会 ◆ (拡)障害者週間における啓発・広報活動

(3) 虐待の防止

取組方針	主な取組
<p>障害者虐待防止センターが中心となり、市民に対して障害者虐待防止について啓発・広報するとともに、事業者等との連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応と適切な支援等に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者虐待防止センターの運営 ◆ (拡)障害者権利擁護・虐待防止研修会
<p>事業所における虐待や不適切な行為を未然に防止するため、障害福祉サービス事業者、従事者に対する虐待防止等に関する研修機会等を設けることなどを促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡)障害者権利擁護・虐待防止研修会 ◆ 各事業者への研修開催の働きかけ

基本施策3 地域力の推進

現状と課題

- 障害のある方が地域で安心して生活するためには、地域住民一人一人の障害に対する理解を啓発するとともに、地域で障害のある方を見守り・支えていく体制の充実が必要です。
- 地域における福祉活動を推進するため、福祉を支える人材の育成や活動の場を整備する必要があります。
- 多様化する障害のある方のニーズに応えるため、地域のボランティアの育成や、青少年等に対する福祉教育を充実する必要があります。

施策

(1) 地域福祉の推進

取組方針	主な取組
あんしん・安全ネットワーク事業等を通して、地域での見守り活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ あんしん・安全ネットワーク事業（日立市社会福祉協議会） ◆ (新)あんしん・安全ネットワーク強化事業（日立市社会福祉協議会）
地域住民による福祉活動を活発にするため、地域住民向けの研修会やイベント等を開催し、障害に対する理解や障害福祉制度について積極的な啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スポーツ・レクリエーションふれあい教室 ◆ (拡)障害者権利擁護・虐待防止研修会 ◆ 地域活動入門講座 ◆ 市民後見人養成講座・フォローアップ研修会（日立市社会福祉協議会）
障害者理解の促進を図るため、学校・企業・地域等に対して、講話や車いす体験など障害福祉について学習する機会をつくるなど、福祉教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉教育の推進
地域主体の福祉活動を推進するため、地域の団体等と連携し、地域福祉を支える人材の育成や活動しやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コミュニティとの連携 ◆ 民生委員児童委員との連携

(2) ボランティア活動の推進

取組方針	主な取組
<p>障害のある方のニーズに応えるために、ひたちボランティアプラザ及びボランティア情報相談コーナーとの連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひたちボランティアプラザ（日立市社会福祉協議会） ◆ ボランティア情報相談コーナー
<p>障害のある方が、ニーズに合ったボランティアを利用しやすいよう、各ボランティア団体の活動内容等の広報に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ ボランティアの情報紹介（日立市社会福祉協議会）
<p>ボランティア講習会などを開催し、障害のある方のニーズに応えられるボランティアの育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア育成のための各種講座（日立市社会福祉協議会）
<p>障害のある方のニーズと企業等のボランティアグループの奉仕活動をマッチングすることで、企業等のボランティア活動の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業ボランティアネットワーク（日立市社会福祉協議会）

基本方針2 保健・医療の充実

障害のある方が、住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるように、障害の早期発見・早期治療、さらには、障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本施策1 保健サービスの充実

現状と課題

- 1歳6か月児健康診査を始め、幼児期の健康診査や精密検査などにより、発達に心配のある乳幼児を早期に発見し、療育につなげることが望ましいとされています。
- 子どもの成長や発達に心配のある保護者からの相談に応じ、適切な支援を行う体制を充実させることが重要です。
- 青年期以降においても、障害のある方が、障害の進行の抑制や予防等を図り、健康で自立した生活が送れるよう、各種健康診査等の保健サービスの充実が必要です。
- 精神保健については、相談機能を充実させるとともに、関係機関が連携を強化し、専門的な支援を行うことが必要です。

施策

(1) 母子保健の充実

取組方針	主な取組
乳幼児健康診査を通して発達に心配のある乳幼児を早期に発見し、療育につなげていけるよう、一貫した子育ての支援に努めます。	◆ 1歳6か月児健康診査 ◆ 2歳児歯科健康診査 ◆ 3歳児健康診査 ◆ 5歳児健康診査
育児不安、精神・ことば・運動発達の遅れ等の相談に適切な指導が行えるよう、専門職員の配置を含め、相談窓口の充実に努めます。	◆ 母子保健に関する各種相談 ◆ のびのび相談 ◆ 日立市心身障害者歯科診療所
障害のある子どもに対して歯科保健指導を行い、歯と口腔のケアの充実を通じた健康づくりを推進します。	◆ 日立市心身障害者歯科診療所

(2) 青年期からの保健の充実

取組方針	主な取組
健康相談、健康教育、健康診査などにより、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療を促進し、市民が健康的な生活を送ることができるよう、各種保健事業の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康相談 ◆ 健康教育 ◆ 健康診査
障害の進行の抑制や予防等を図るため、介護予防事業・訪問指導事業等の周知と利用の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護予防普及啓発事業 ◆ 訪問指導
認知症に対する正しい理解の普及・啓発を図るとともに、認知症の基礎知識や対応の方法を学ぶ講座を開催し、本人及びその家族への支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症サポーター養成講座 ◆ 認知症地域支援・ケア向上事業

(3) 精神保健の充実

取組方針	主な取組
精神に障害のある方が安心して日常生活を送ることができるよう、精神保健福祉士等を配置した日立市障害者基幹相談支援センターを中心に、保健所、医療機関、事業所等との連携を強化し、専門的な支援・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 障害者相談員
障害のある方本人やその家族等の悩みを抱える方が、気軽に相談できるよう、日立市障害者基幹相談支援センターなどの相談機能の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 障害者相談員

基本施策2 早期発見・早期療育の充実

現状と課題

- 関係機関が連携し、子どもの障害の早期発見・早期療育につなげるための環境を整備する必要があります。
- 障害のある子どもの親が、気軽に相談できる窓口の充実を図る必要があります。
- 市民の心の健康維持や精神疾患等の早期発見・早期治療のために、周囲の人の些細な異変に気付ける人材の育成や相談機関の機能充実を図る必要があります。

施策

(1) 早期発見対策の充実

取組方針	主な取組
乳幼児の健康診査受診を促進するために、啓発・広報を行うとともに、受診しやすい環境整備に努めます。	◆ 各種メディア、健康カレンダー等を活用した啓発・広報
保健所、児童相談所等の関係機関と連携を図り、障害の疑いのある子どもの速やかな医療機関への受診を促すなど、早期の療育につながるよう努めます。	◆ 発育、発達にかかる相談窓口 ◆ ケースワーク ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター

(2) 早期療育の充実

取組方針	主な取組
健康診査において要経過観察とされた子どもの療育や、親の育児不安の解消を図るため、相談機関の充実にも努めます。	◆ のびっこくらぶ ◆ のびのび相談 ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
専門的知識を持った職員の配置や研修等による職員の資質の向上を図り、より質の高い療育支援の提供に努めます。	◆ 母子療育ホームの運営 ◆ 子どもセンターさくらんぼの運営

(3) 精神疾患・精神障害の早期治療の推進

取組方針	主な取組
精神疾患、精神障害に関する基礎知識の提供や、理解啓発活動の実施、各種講演会の開催により、自身の精神疾患等の予防だけでなく、周囲の人達の些細な異変に気付ける人材を養成し、地域全体の心の健全化を促進します。	◆ 自殺予防講演会 ◆ ゲートキーパー養成研修会

取組方針	主な取組
<p>精神疾患、精神障害のある方又はその疑いのある方を早期に発見し、治療に結びつけ、必要な支援を提供できるよう、障害のある方本人やその家族等の悩みを抱える方が、気軽に相談できる相談窓口の機能の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 障害者相談員 ◆ 地域活動支援センター事業

基本施策3 ひきこもり者への支援・自殺対策

現状と課題

- 社会参加（就学、就労、余暇活動等）を回避し、自宅などにとどまり続けているひきこもり者等については、相談窓口を充実させるとともに、関係機関が連携して支援することが必要とされています。
- 自殺予防のためには、相談につなげる体制の充実を図るとともに、自殺の主な要因の一つである「うつ病」の予防や、命の門番である「ゲートキーパー」の養成を推進する必要があります。

施策

(1) ひきこもり者等への支援

取組方針	主な取組
「ひきこもり」について、本人やその家族等の悩みを抱える方が相談できる窓口を広報するとともに、相談に対しては、関係機関と連携して適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各課相談窓口の広報 ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 自立相談サポートセンター ◆ (新) 孤独・孤立対策の推進

(2) 自殺対策

取組方針	主な取組
「うつ病」の発症原因や予防法等の基礎知識の普及啓発を行うことで、自殺の主な要因の一つである「うつ病」を予防するとともに、心の健康増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自殺予防講演会 ◆ 各種メディアを活用した啓発・広報
いのちを支える日立市自殺対策計画の推進や講演会を開催することで、市民が自殺を身近な問題として捉え、自殺予防のための行動ができるよう正しい知識や情報の普及を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自殺予防講演会 ◆ ゲートキーパー養成研修会 ◆ いのちを支える日立市自殺対策計画の推進
自殺を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげる体制の充実を図るとともに、いのちを支える日立市自殺対策計画を推進するため、関係機関との連携の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いのちを支える日立市自殺対策計画の推進 ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 各種専門相談窓口

基本施策4 医療体制の充実

現状と課題

- 障害の重度化を防ぐとともに安心した日常生活を送ることができるよう、関係機関との連携を強化し、適切な医療や福祉サービスを提供する体制が必要です。
- 障害のある方の歯科治療においては、現在、一般の歯科医院では対応が困難な場合があるため、障害の種別にかかわらず、地域の歯科医院等で診療を受けることができる体制が必要です。
- 精神疾患・精神障害は、特に、医療との関係が密接であるため、安心して医療を受けることができる体制の整備が必要です。
- 難病は、治療が専門的であるとともに、患者の負担が大きいため、専門的な情報の提供や相談機能等の充実が必要です。

施策

(1) 医療体制の充実

取組方針	主な取組
障害の重度化を防ぎ、健康的な日常生活が営めるよう、日立市障害者基幹相談支援センターに専門知識を持った職員を配置し、相談機能を充実するとともに、事業所、医療機関等との連携を強化します。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
障害のある方が、訪問看護や医学的リハビリテーション、必要な自立訓練（機能訓練）を受けられるよう、医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、適切な医療・サービスにつなげます。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
障害の種別を問わず、障害のある方が日々安心して生活できるとともに、緊急時を含めて適切に医療を受けられるよう、医療機関との連携を強化するとともに、医療体制の整備について、医療機関等に働きかけていきます。	◆ 日立市障害者自立支援協議会等における医療機関・団体への働きかけ ◆ 日立市医師会との連携
障害の除去・軽減や日常生活能力等の回復・改善を目的とした医療にかかる医療費の助成制度や通院・通所に要するタクシー代の助成制度の利用を促進し、障害のある方とその家族の経済的負担の軽減を図ります。	◆ 自立支援医療（育成・更生医療） ◆ 心身障害者通院通所交通費助成事業 ◆ 医療福祉費支給制度（マル福）

(2) 歯科診療の充実

取組方針	主な取組
一般の歯科医院への通院が困難な障害のある方に対する歯科治療を行う心身障害者歯科診療所の診療体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 心身障害者歯科診療所の運営 ◆ 日立歯科医師会との連携 ◆ 協力歯科医師との協力体制の整備
心身障害者歯科診療所において対応が困難な方について、その治療を行うことのできる医療機関との連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内外の歯科医療機関との連携 ◆ 日立歯科医師会との連携
一般の歯科医院等においても障害のある方の治療を行えるよう働きかけるとともに、心身障害者歯科診療所利用者が一般の歯科医院等で安心して治療を受けられるよう、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立歯科医師会との連携 ◆ 市内外の歯科医療機関との連携

(3) 精神障害者への支援

取組方針	主な取組
精神疾患と身体疾患の合併症患者に対して、適切な医療を提供するため、双方の医療機関との連携を強化します。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
精神障害者が安心して医療が受けられる体制の確保を図るため、日立市障害者自立支援協議会において、連携体制の整備等について協議します。	◆ 日立市障害者自立支援協議会における協議・検討
通院による精神医療が継続的に必要な方とその家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成制度や通院・通所に要するタクシー代の助成制度の利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自立支援医療（精神通院医療） ◆ 心身障害者通院通所交通費助成事業 ◆ 医療福祉費支給制度（マル福）

(4) 難病患者への支援

取組方針	主な取組
医療費の公費負担を行うとともに、福祉手当を支給し、患者及びその家族の経済的な負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定難病特定医療費助成 ◆ 日立市難病患者福祉手当

取組方針	主な取組
<p>難病患者の在宅療養上の問題に係る相談に応じて、適切な支援を行い、患者及び家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るほか、障害福祉サービス等の情報提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ (拡)各種メディアを活用した広報
<p>患者とその家庭の悩み等の軽減及び解消を図るため、保健所、難病団体連絡協議会等と連携を強化するとともに、日立市障害者基幹相談支援センターの相談機能の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター

基本方針3 教育・療育の充実

子どもの成長に応じた適切な時期における健康診査等の実施により、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人一人の状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

また、障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、障害の特性に応じた学習の場や機会の提供に努めます。

基本施策1 就学前の教育・療育の充実

現状と課題

- 障害のある子どもへの適切な療育・教育の提供のためには、関係機関の連携と適切な支援を行える体制の充実が必要です。
- 障害のある子どもの療育を地域で行うためには、関係機関が連携を強化するとともに、相談機能や提供する障害福祉サービス等の充実が必要です。
- 障害のある子どもが専門的で適切な支援を受けるための体制の確保が必要です。

施策

(1) 就学前の教育・療育の充実

取組方針	主な取組
学校、医療機関などの関係機関との連携を強化し、障害のある子ども一人一人のニーズに応じ、適切な教育や療育の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就学相談 ◆ 教育支援委員会 ◆ 母子療育ホームの運営 ◆ 子どもセンターさくらんぼの運営
障害のある子どもの早期療育を推進するため、幼稚園、保育園、認定こども園における障害のある子どもの支援体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回支援専門員整備事業 ◆ 小集団活動 ◆ 巡回訪問 ◆ 5歳児健康診査 ◆ (新)知的障害児・情緒障害児特別支援学級 ◆ (新)ことばの教室

(2) 地域における療育支援体制の整備

取組方針	主な取組
障害児施設や医療機関、その他関係機関との連携を図り、障害のある子どもの育成についての相談・支援の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター

取組方針	主な取組
早期発見から療育へスムーズにつなぐため、医療機関、母子保健、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等、関係機関における療育に関する情報の共有に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 連携による情報共有 ◆ (拡) 日立市障害者自立支援協議会子ども部会における協議・検討
早期発見・早期支援に向けた発達障害児等及びその家族等に対する支援体制の構築に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡) 日立市障害者自立支援協議会子ども部会における協議・検討
放課後児童クラブで障害のある子どもの受入れや障害児児童クラブ、放課後等デイサービス等の充実を図り、障害のある子どもの放課後や休日、長期休業時の居場所の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害児児童クラブの運営 ◆ 放課後児童クラブの運営 ◆ (拡) 日立市障害者自立支援協議会子ども部会における協議・検討

(3) 福祉施設における療育機能の充実

取組方針	主な取組
障害のある子どもに対して専門的な療育を行えるよう、障害児通所支援事業所職員の資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者自立支援協議会子ども部会での研修会開催
心身に障害のある子どもの保育園での受入れや他の園児との集団保育を促進するなど、障害のある子どもの福祉の増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公立保育園における受入体制の確保 ◆ 巡回支援専門員整備事業

(4) 教育相談の充実

取組方針	主な取組
教育、福祉、保健、医療機関等の連携強化を図り、障害のある子どもを持つ保護者に対し、早期からの適切な教育相談・支援の実施に努めるとともに、相談機会の拡充に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども発達相談センターにおける発達相談 ◆ 巡回訪問
障害のある子どもの支援を総合的に行うため、教育支援計画を策定し、その子どもに合った教育の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別の教育支援計画の策定

基本施策2 学校教育の充実

現状と課題

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実を図るため、関係機関が連携を強化し、一人一人の特性やニーズに応じた教育を提供する必要があるとともに、将来の自立と社会参加に向けた支援を行うことが重要です。
- 共生社会の形成に向け、児童・生徒が障害の有無にかかわらず、共に育ち、共に学ぶ機会を提供し、障害に対する理解を深めるため、インクルーシブ教育を推進するとともに、個人に必要な合理的配慮を提供する必要があります。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた特別な支援を提供するために、教職員の特別支援教育への理解を深めるとともに、資質の向上に努める必要があります。

施 策

(1) 学校教育の充実

取組方針	主な取組
障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で関係機関との連携を図りながら一貫して的確な教育的支援を行うとともに、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にし、きめ細やかな指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別の教育支援計画の策定 ◆ (新)個別の指導計画の策定
障害のある子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズ・必要な支援の内容について関係機関と連携し、合意形成を図りながら適切な教育支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (新)こども発達相談センターにおける就学相談 ◆ 教育支援委員会
障害の重度・重複化、多様化した児童・生徒への教育の充実を図るため、医療機関や療育機関との連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども発達相談センターにおける医療相談 ◆ (新)基礎的環境の整備（バリアフリー化等） ◆ (新)看護員の配置
学習面や発達面において特別な支援が必要と思われる児童・生徒に対して、その一人一人の教育ニーズを把握して、適切な教育を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども発達相談センターにおける心理検査 ◆ 学校への心理検査員派遣 ◆ (新)心理検査に係る研修の実施
障害のある児童・生徒の状態や能力に応じてICTを活用した教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (新)タブレット端末、電子黒板等の活用 ◆ (新)デジタル教科書の活用
障害のある児童・生徒の豊かな人間性や社会性を養うため、地域における交流活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援学校と通常の学級の交流 ◆ (新)地域イベントへの参加 ◆ (新)ボランティアの養成と活用

取組方針	主な取組
義務教育修了後の教育については、本人の意志や能力、適性に基づき、一人一人に応じた進路指導の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 能力や適性に応じた適切な進路指導 ◆ (新)進路相談の充実 ◆ (新)キャリア教育の充実
学校卒業後の進路指導に当たっては、職場実習や体験学習を通して、適切な進路が選択できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 早期からの進路指導 ◆ 事業所等の施設見学・実習 ◆ 校内での仕事体験実習 ◆ 一般企業等での職場実習
特別支援学校は、地域において特別支援教育のセンター的機能を担い、教職員の専門性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ センター的機能を活用した研修会 ◆ 各園・学校への専門家派遣
特別支援学校は、小・中学校等で行われる特別支援教育について、支援や指導方法についての助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援教育訪問 ◆ (新)巡回相談
小・中学校、高等学校等の児童・生徒が、身体・知的・精神等の障害の特性や障害に基づく様々な困難さなどを学ぶことによって、障害のある方に対する理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別の教科道徳の授業での教育 ◆ 特別支援学校と通常の学級の交流 ◆ (新)総合的な学習の時間での教育

(2) 教職員の資質の向上

取組方針	主な取組
精神障害や発達障害等、障害特性による学習上又は生活上の困難を理解し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るため、小・中学校、高等学校等の教員に対して、特別支援教育に関する理解促進研修及び指導法等の研修を実施することで、専門性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援教育に係る研修（発達障害の理解と支援研修等） ◆ 専門家による教員への指導（専門家派遣） ◆ (新)研修・資格取得の推進

基本施策3 生涯学習の推進

現状と課題

- 障害のある方の学びのニーズを把握し、社会参加や学びの機会を設け、生涯学習の充実を図る必要があります。

施策

(1) 生涯学習の推進

取組方針	主な取組
障害のある方が日々の生活を豊かに過ごせるよう、障害のある方の生涯学習に関するニーズを把握するとともに、ニーズに応じた講座の開催など、学習機会の提供に努めます。	◆ ひたち生き生き百年塾 ◆ 地域活動支援センター事業

基本方針4 就労・社会参加の支援

障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生きがいを持って働き、社会的、経済的自立を図る必要があることから、障害のある方の雇用を促進するとともに、福祉的就労の場で働く方の工賃向上に向けた取組を推進します。

また、障害のある方の日常生活を豊かなものにするため、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには、社会参加をするために必要な移動の支援や情報提供等の充実に努めます。

基本施策1 就労支援体制の充実【重点】

現状と課題

- アンケート調査の結果では、障害があっても、「収入を得る仕事がしたい」と思っている方の割合が、54.1%と多くなっており、就労している又は就労を希望している障害のある方は、「職場の上司や同僚の理解」などを求めています。
また、就労支援事業所等では、利用者の安定した通所や工賃の額の向上等が課題となっています。
- 就労は、障害のある方が地域で自立した生活を送るための重要な要素であるため、関係機関が連携し、一般就労に向けた必要な支援の充実に図るとともに、一般企業における障害のある方の理解や障害のある方の雇用を促進することが必要です。
- 就労支援事業所等における福祉的就労については、一人一人の障害特性や能力などに応じた適切な支援や一般就労に向けた各種制度の活用、職業指導を行う職員の資質の向上などを行う必要があります。
- 工賃向上については、共同受注制度の活用による安定した作業量の確保や消費者二一ズに応じた製品開発、優先調達法の促進などを積極的に行う必要があります。

施策

(1) 就労の支援

取組方針	主な取組
障害のある方の社会的・職業的自立を支援するため、就労を始め生活全般にわたる相談に対し、幅広く対応し、適切な支援を提供します。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 障害者就業・生活支援センターまゆみとの連携
障害のある方の就労に向けた総合的な支援を行うため、各種会議において、ハローワークや茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との情報共有と連携の強化を図ります。	◆ 日立地区障害者雇用連絡会議、障害者就業・生活支援センター運営連絡会議等での情報共有 ◆ 日立市障害者自立支援協議会就労支援部会における協議・検討

取組方針	主な取組
就職を希望する障害のある方を支援するため、障害者と雇用主が直接話すことができるハローワーク・茨城労働局等主催の就職面接会の運営に協力し、障害者雇用の促進に努めます。	◆ 障害者就職面接会開催の運営協力
障害のある方の職場定着を図るため、相談支援体制の充実や就労支援事業等の活用を促進します。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
障害のある方の雇用の促進するため、多業種の方が出席する各種会議において、雇用奨励金などの雇用に関する支援制度の活用や、障害の特性に応じた短時間勤務や在宅勤務などの多様な雇用・就労形態の取り入れなどについて働きかけていきます。	◆ 日立地区障害者雇用連絡会議、障害者就業・生活支援センター運営連絡会議等における働きかけ ◆ 日立市障害者特別雇用奨励金の支給
企業が障害のある方を雇用する際、障害の特性や各々の能力を理解した上で雇用できるよう、障害者理解を深める啓発に努めるとともに、ジョブコーチやトライアル雇用制度等の活用を促進します。	◆ 日立地区障害者雇用連絡会議、障害者就業・生活支援センター運営連絡会議等における働きかけ ◆ 各種メディアを活用した広報

(2) 福祉的就労の支援

取組方針	主な取組
障害のある方の一般就労に向けて、知識や技術の習得や勤労意欲の向上を図るため、就労支援事業所等と連携し、一人一人の障害の程度や状態に応じた、適切な支援を行います。	◆ 障害者就労支援施設の運営 ◆ 日立市障害者自立支援協議会就労支援部会における協議・検討 ◆ 日立市福祉作業所等交通費助成事業 ◆ (新)事業所による送迎サービス
茨城障害者職業センターにおいて実施されているジョブコーチの派遣・養成研修、職員向け研修などの活用を促進し、福祉作業所等の就労支援施設における職業指導の充実を努めます。	◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ 各事業所への働きかけ
福祉作業所等の就労支援施設の安定した作業量を確保するため、共同受注制度の利活用を促進します。	◆ 日立市障害者自立支援協議会就労支援部会における協議・検討

取組方針	主な取組
<p>企業との連携強化を働きかけ、作業内容の拡充と質の高い製品や消費者ニーズに合った自主製品の製作を促進することにより、売上の増大と工賃の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者自立支援協議会就労支援部会における協議・検討 ◆ (新)自主製品販売会の実施（常設販売含む） ◆ (新)日立市障害者就労支援施設自主製品・作業カタログの作成
<p>障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する製品等の優先購入（調達）の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者就労施設等の製品等の優先購入 ◆ 各種メディアを活用した広報

基本施策2 社会参加の促進【重点】

現状と課題

- 障害のある方が地域において、日常生活を豊かで潤いのあるものとするためには、余暇活動などの社会参加を促進する必要があります。
- 社会参加の促進には、創作・生産などの日中活動、文化・スポーツ活動の場と機会の提供など、障害のある方が活動しやすい環境を充実させる必要があります。
- 施設のバリアフリー化や移動手段、活動中における援助など、多様なニーズに応じた支援が必要とされています。

施 策

(1) 社会参加の促進

取組方針	主な取組
障害のある方が生涯を通じて、日々の生活を充実させ、生き生きとその人らしく生きるため、創作活動、生産活動、地域社会との交流等の機会を提供し、社会参加の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動支援センター事業 ◆ 移動支援事業 ◆ 意思疎通支援事業 ◆ 障害者運転免許取得費助成事業 ◆ 身体障害者用自動車改造費助成事業
鳩が丘さくら福祉センター多用途ホールを始めとする文化・スポーツ施設の利活用を促進するとともに、障害者スポーツ指導員等と連携してスポーツイベント等を開催することで、障害者スポーツの普及と障害のある方の運動・余暇活動の機会の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鳩が丘さくら福祉センター多用途ホールの利用促進、イベント開催 ◆ 日立市ふれあい運動会 ◆ スポーツ・レクリエーションふれあい教室 ◆ 行政放送でのユニバーサルスポーツ等の紹介
障害のある方が利用しやすいよう、文化・スポーツ施設のバリアフリー化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市公共施設マネジメント基本方針の推進 ◆ 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の推進
障害のある方の日頃の活動の成果等を披露する機会として、事業所や関係機関と連携し、ダンスや演奏などの発表や作品の展示、物品販売などのイベントの開催を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鳩が丘さくら福祉センター多用途ホールでのイベント開催 ◆ ニコ・カーニバル等開催協力 ◆ (新)障害者作品展の開催（常設展含む）

取組方針	主な取組
<p>障害のある方の社会参加を促進するため、各種イベントの開催情報等をホームページなど、様々なメディアを通じて提供します。</p>	<p>◆ 各種メディアを活用した広報</p>
<p>障害のある方の社会参加を促進するため、公共交通機関の利用しやすい環境の整備を関係機関に働きかけます。</p>	<p>◆ 交通バリアフリー推進事業 ◆ 日立市ノンステップバス導入補助事業</p>

基本方針5 福祉サービスの充実

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の状況に応じた日常生活や社会生活を営むための支援が重要となることから、障害のある方のニーズを踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の一層の充実を図ります。

基本施策1 障害福祉サービスの充実【重点】

現状と課題

- アンケート調査の結果では、障害福祉サービス事業者の新規利用者の受入れが難しい事業として、「重度訪問介護」や「同行援護」などが挙げられています。
- 障害のある方に適した、保健、医療、福祉等のサービスを提供するためには、障害のある方等への必要な情報の提供や支援する者の資質の向上、関係機関の連携強化等により、相談支援体制を充実させることが必要です。
- 障害福祉サービスの提供については、障害のある方の特性や多様化するニーズに対応する必要があるため、障害福祉サービス提供基盤の更なる充実が必要です。
- 障害のある方が必要とする障害福祉サービスに応じて、適切な提供体制を確保するため、職員の質の向上や関係機関の連携強化が必要です。

施 策

(1) 相談支援体制の充実

取組方針	主な取組
障害のある方が必要に応じて、各種サービスや福祉制度等を利用できるよう、パンフレットやホームページ等各種メディアを活用した広報を積極的に行うとともに、医療機関や事業所等とも連携して、情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者福祉ガイドブックの発行 ◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ (新)事業所や医療機関との連携
障害により外出が困難な方については、相談支援事業者等関係機関との連携を図り、ケースワーカー、相談支援専門員等が訪問し、相談及び手続の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
専門的な知識の習得や、権利擁護、合理的配慮等の障害者福祉に対する理解を深めるために、積極的に研修会等へ参加を促し、障害のある方の相談に対して、効果的な支援を行えるよう、職員の資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所内研修等の開催 ◆ 各種研修会等への参加

取組方針	主な取組
障害福祉サービスを利用する障害のある方がきめ細やかなサービスを受けられるよう、事業者に相談支援事業への参入を働きかけ、計画相談支援の提供体制を充実させます。	◆ 個別相談対応（事業所指定に係る協議・支援）
相談支援事業者では対応が困難な個別事例に対して、適切な対応をするため、基幹相談支援センター職員の資質の向上を図ることにより、相談機能の充実に努めます。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 事業所内研修等の開催 ◆ 各種研修会等への参加
日立市障害者自立支援協議会を中心に、相談支援事業者を始めとする障害福祉に関わる関係機関が連携し、困難事例の検討、地域の課題解決に向けた協議及び調整等を図ります。	◆ 日立市障害者自立支援協議会相談支援部会における協議・検討

(2) 障害福祉サービスの充実

取組方針	主な取組
障害福祉サービスの充実を図るため、事業者に対して必要な支援を行い、新規参入や事業拡大を促進します。	◆ 個別相談対応（事業所指定に係る協議・支援）
サービス提供事業者の職員の専門性の向上や、人材の確保・育成・定着を図るため、県等が主催する研修等や各種支援制度について周知を行います。	◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ 各種団体へのメール等による情報提供 ◆ (新) 専門職資格取得支援
障害の特性や難病の病状の変化や進行などに考慮して、ニーズに応じた適切な支援が円滑に提供されるよう、関係機関との連携を図ります。	◆ 日立市障害者基幹相談支援センター
居宅介護、同行援護、重度訪問介護事業者に対し、提供するサービス内容の充実を図ることについて働きかけていきます。	◆ 事業者への働きかけ

取組方針	主な取組
<p>日中、在宅で過ごしている障害のある方に対して、日中活動系サービス等の情報を提供し、利用を促進するとともに、事業者に対して、生活介護等事業への新規参入や事業拡大を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種メディアを活用した広報 ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 個別相談対応（事業所指定に係る協議・支援）
<p>施設入所者の地域生活への移行や親亡き後の生活場所の確保、地域での受入体制が整えば退院できる長期入院患者などの受入先や、重度障害のある方の受入先として、グループホーム（日中サービス支援型）等の整備について、事業者に対して、新規参入や事業拡大を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ （新）日中サービス支援型グループホームの民間事業者による整備の促進 ◆ 個別相談対応（事業所指定に係る協議・支援）

基本施策2 地域生活支援の充実【重点】

現状と課題

- 障害のある方が地域で安心して日常生活を送るためには、障害福祉サービスに併せ、地域の特性や、そこで生活する障害のある方のニーズに応じた、きめ細やかな支援の充実が求められています。
- 障害福祉に関する諸問題等に対しては、関係機関が連携し、検証・協議し、解決に向けた対策を行う必要があります。
- 障害のある方の自立した地域生活を支えるため、専門的な相談・支援を行える体制の確保や、保護者や親元を離れて生活する体験の機会の提供、緊急的な保護体制を確保できる「地域生活支援拠点」の機能を充実させる必要があります。

施策

(1) 地域生活支援事業の充実

取組方針	主な取組
移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業等について、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、日田市障害者自立支援協議会と連携して、事業者に対しサービス提供体制の充実を図るよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 移動支援事業 ◆ 日中一時支援事業 ◆ 日田市障害者自立支援協議会における協議・検討
障害のある方が、地域で安心して生活できるよう、日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業など日常生活支援の充実を図るとともに、活動の場の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡)日常生活用具給付事業 ◆ 意思疎通支援事業 ◆ 訪問入浴サービス ◆ 地域活動支援センター事業
障害のある方が、安心して快適に在宅生活を送ることができるよう、住宅改修費の助成、また、公営住宅のバリアフリー化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡)日常生活用具給付事業 ◆ 住宅リフォーム助成事業 ◆ 身体障害者用市営住宅管理
障害福祉事業を取り巻く現状を様々な方向から検証し、問題解決に向けた支援策の協議・検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日田市障害者自立支援協議会における協議・検討

(2) 地域生活支援拠点の機能の充実

取組方針	主な取組
<p>障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートなどの支援を行います。</p>	<p>◆ 日立市障害者基幹相談支援センター</p>
<p>常時の緊急受入体制を確保し、障害者の保護者等の急病などの緊急時に、障害のある方の受入れを行います。</p>	<p>◆ 日立市障害者共同生活援助施設(緊急一時保護)</p>
<p>親元からの自立等に当たり、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。</p>	<p>◆ 日立市障害者共同生活援助施設(体験型グループホーム)</p>
<p>医療的ケアを必要としたり、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う体制を整えます。</p>	<p>◆ 地域生活支援拠点の機能強化</p>
<p>日立市障害者基幹相談支援センターなどを活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行う体制を整えます。</p>	<p>◆ 地域生活支援拠点の機能強化 ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター</p>

基本施策3 感染症対策の推進【重点】

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染拡大時に、施設の利用者が継続してサービスを利用できない状況があります。
- 障害のある方が安心して生活を送れるよう、障害者福祉サービス事業所の適切な機能を維持していくことで、支援体制の底上げを図る必要があります。
- 感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の各段階に応じた対策を行う必要があります。

施策

(1) 感染症対策への支援

取組方針	主な取組
新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの同時流行が懸念される中、継続してサービスを提供できる環境を整備します。	◆ 保健所との連携
感染症の発生予防と感染拡大防止のため、国・県からの情報について、障害福祉サービス事業所への提供を行います。	◆ 障害福祉サービス事業所への情報提供

基本方針6 生活環境の整備

障害のある方が住み慣れた地域で安全かつ快適に日常生活を送るため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるように、日頃からの地域の見守りや防災等の対策を推進します。

基本施策1 バリアフリーの推進【重点】

現状と課題

- アンケート調査の結果では、外出時に困ることとして「公共交通機関が少ない」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が多く挙げられています。

また、情報の入手先として、「市報など行政機関の広報誌」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が多く挙げられており、情報のバリアフリー化の重要性も増えています。

- 障害のある方が、地域で安全かつ快適に生活できる環境を整備するためには、福祉や建築、交通など様々な分野が連携を図り、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入とともに、インクルーシブ社会を推進することが必要です。
- 障害のある方が、必要な情報を安易に入手し、安心して地域で生活できるよう、障害の特性に対応した情報の発信方法の充実や、情報を入手する際に必要な用具等の購入支援等が必要です。

施策

(1) 建物・公園等のバリアフリー

取組方針	主な取組
まちづくりの推進、公共施設等の新設・改修に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方や各種計画等に基づき、多目的トイレや手すり、スロープ、点字ブロック等を設置するなど、障害のある方の利用に配慮した整備に努めます。	◆ 日立市公共施設マネジメント基本方針、日立市公共施設トイレ整備計画等の推進 ◆ 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の推進

(2) 移動手段のバリアフリー

取組方針	主な取組
障害のある方が、安心して移動できるよう、道路の整備や補修などに当たっては、十分な歩道スペースの確保、障害物の除去、段差や傾斜の解消を図るとともに、点字ブロック等の設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通バリアフリー推進事業 ◆ 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の推進
日立市交通バリアフリー基本構想に基づき、公共交通機関を始めとした移動手段のバリアフリー化を推進します。	◆ 交通バリアフリー推進事業
路線バス運行事業者に対して、ノンステップバス導入への支援を行い、障害のある方が利用しやすい環境の整備を促進します。	◆ 日立市ノンステップバス導入補助事業
車いす等に対応可能な福祉タクシーの利用希望が多いため、タクシー事業者に対して、福祉タクシーの導入や維持費等について支援し、福祉タクシーの運行を促進します。	◆ 日立市福祉タクシー運営費補助事業

(3) 情報バリアフリー

取組方針	主な取組
視覚や聴覚、上肢などの障害により、情報の入手やコミュニケーションが困難な方の日常生活の向上を図るため、文書読み上げ装置や情報通信支援用具等にかかる購入費用の支援を行います。	◆ (拡) 日常生活用具給付事業
障害のある方が、急病などの緊急時に速やかに正確な情報を発信できるよう、緊急通報装置の設置やNet119緊急通報システムの活用などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急通報システム事業 ◆ Net119緊急通報システム
窓口到手話通訳者を設置するとともに、聴覚に障害のある方が、窓口でなくても必要な手続を円滑に行えるよう、電話リレーサービスの活用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市役所窓口への手話通訳者の設置 ◆ オンライン相談 ◆ (新) 電話リレーサービスの周知・活用

取組方針	主な取組
<p>視覚や聴覚に障害のある方とのコミュニケーション手段を確保するため、点字や手話の研修会を開催し、点訳奉仕員や手話奉仕員の養成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 点字研修会 ◆ 手話奉仕員養成研修事業
<p>視覚や聴覚に障害のある方が市報等の情報を、容易に取得できるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 点字・声の市報 ◆ 情報発信方法の検討

基本施策2 防災・防犯対策の推進【重点】

現状と課題

- アンケート調査の結果では、台風や地震などの災害の際に自力で避難ができない人の割合が29.1%となっています。
また、災害時に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」、「避難所の生活環境（衣食住など）の心配がある」、「避難所の設備（トイレなど）に不安がある」等が挙げられています。
- 台風や地震などの災害が発生した際に、障害があっても、安全に避難等が行えるとともに、安心して避難生活が送れるよう、避難に関する支援体制を充実させる必要があります。
- 障害のある方が、消費者トラブルや犯罪に巻き込まれ、被害に遭うことがないように、必要な情報を提供し、注意喚起を行う必要があります。

施策

(1) 防災対策の充実

取組方針	主な取組
災害発生後にも、必要な福祉サービス等が受けられるよう、事業所等との連携強化や、日立市障害者共同生活援助施設における緊急一時保護の活用など、体制の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日立市障害者基幹相談支援センター ◆ 日立市障害者共同生活援助施設(地域生活支援拠点)
災害発生時又はそのおそれがある場合、障害のある方が地域の中で迅速かつ的確な支援が受けられる体制の重要性が増していることから、避難行動要支援者名簿やあんしん・安全ネットワークを活用するなど体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡) 避難行動要支援者名簿への登録勧奨と名簿管理 ◆ (新) 避難行動要支援者の個別避難計画作成 ◆ あんしん・安全ネットワーク事業（日立市社会福祉協議会）
障害のある方が、必要な物資を含め、障害特性に応じた適切な支援を得られるよう、福祉避難所や一般避難所に福祉避難室を設置し、災害時の体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (拡) 福祉避難所の拡充 ◆ 福祉避難室の設置検討

(2) 防犯体制の推進

取組方針	主な取組
警察、事業者等と連携し、注意喚起や情報の共有を図り、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	◆ 各種メディア等を活用した注意喚起の実施
消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関する必要な情報提供を行い、障害のある方の消費者トラブルを防止します。	◆ 各種メディア等を活用した注意喚起の実施 ◆ 障害福祉サービス事業者等に対する情報提供

第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保策

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護

日常生活を送る上で、入浴や排せつなどの身体介護及び食事の準備や掃除などの家事援助を必要とする障害者に、ヘルパーを派遣するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	174	178	183
	利用実績	186	186	186
利用時間(時間)	見込量	36,413	37,400	38,415
	利用実績	37,379	36,818	36,266

利用者数は見込量を上回っていますが、利用時間は見込量を下回っています。
利用者数は横ばいが続いているようですが、一人当たりの利用時間は減少傾向です。

【サービス基盤の現状】

市内には15事業所あり、バランス良く分散し、派遣範囲も市内全域をカバーできています。しかしながら、一人当たりの利用時間が減少しており、ヘルパーの不足から利用者への柔軟な対応や新規利用者の受入れが困難になっています。

【市内】15事業所

【市外】8事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	186	186	186
利用時間(時間)	36,266	36,266	36,266

【今後の対応】

今後も需要は横ばいが予想されますが、ヘルパー不足の解消のため、既存のサービス提供事業者の事業拡充や新規事業者の参入を促し、サービス提供体制を整備します。

また、引き続き、ヘルパーの人材確保や資質向上等の課題に対応するため、事業者向けの研修会等を実施し、利用者のニーズにあった適切なサービスの提供及びサービス内容の向上に努めます。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由や行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障害者にヘルパーを派遣し、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護、外出時の移動支援などを総合的に行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	20	21	22
	利用実績	20	19	18
利用時間(時間)	見込量	9,733	10,103	10,487
	利用実績	6,881	6,186	5,561

利用者数及び利用時間は、見込量を下回っており、減少傾向にあります。

【サービス基盤の現状】

サービスの提供事業所は、市内全域にバランス良く点在しており、派遣範囲も市内全域をカバーできています。

しかしながら、ヘルパーの不足等により、実際にサービス提供体制が整っているのは2事業所にとどまっています。このため、新規利用者の受入れが困難となっています。

【市内】15事業所

【市外】1事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	18	18	18
利用時間(時間)	5,561	5,561	5,561

【今後の対応】

今後、利用者数の大幅な増加は見込まれませんが、新規利用者の受入れが可能となるよう、既存のサービス提供事業者の事業拡充や新規事業者の参入を促し、サービス提供体制の拡充に努めます。

また、居宅介護と同様にヘルパーの人材確保や資質向上等の課題に対応するため、事業者向けの研修会等を実施し、利用者のニーズにあったサービスの提供に努めます。

ウ 同行援護

視覚障害により、外出時の移動が困難な障害者にヘルパーを派遣するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	20	20	20
	利用実績	22	23	24
利用時間（時間）	見込量	1,656	1,656	1,656
	利用実績	2,075	2,504	3,022

利用者数、利用時間ともに見込量を上回っており増加傾向となっています。

【サービス基盤の現状】

サービスを提供するヘルパーは、「同行援護従事者養成研修」を受講するなどの要件が必要です。

市内には8事業所ありますが、同行援護に対応できるヘルパーが不足しており、利用者への柔軟な対応や新規利用者の受入が困難になっています。

【市内】8事業所

【市外】3事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	25	26	27
利用時間（時間）	3,647	4,401	5,311

【今後の対応】

視覚障害者の同行援護に関する専門的な知識及び技術を備えたヘルパーを確保し、適正にサービスを提供できる体制の整備に努めます。

エ 行動援護

重度の知的障害や精神障害により、単独での行動が困難で、常に介護を必要とする障害者に対してホームヘルパーを派遣し、外出時の危険を回避するために必要な援助や移動支援を行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	3	3	3
	利用実績	0	0	0
利用時間(時間)	見込量	684	684	684
	利用実績	0	0	0

利用実績はありませんでした。

【サービス基盤の現状】

サービスを提供するヘルパーは、「行動援護従事者養成研修」を受講するなどの要件が必要です。

行動援護に対応できるヘルパーの数が不足しており、体制が整っていないことなどから、利用の実績がないものと推測されます。

【市内】1事業所

【市外】利用実績がある事業所はありませんでした。

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	1	1	1
利用時間(時間)	228	228	228

【今後の対応】

居宅介護事業所に対し、行動援護に対応可能なホームヘルパーの配置及び育成を促します。

また、今後は障害者とその保護者等の高齢化などにより家族支援が困難となることが推測されるため、行動援護サービスの周知や利用促進を図ります。

オ 重度障害者等包括支援

居宅介護や短期入所などの複数の障害福祉サービスを組み合わせて、1事業者が常に介護を必要とする重度の障害者を総合的に支援するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	1	2	3
	利用実績	0	0	0
利用時間（時間）	見込量	252	504	756
	利用実績	0	0	0

利用実績はありませんでした。

【サービス基盤の現状】

重度の心身障害者に対して、訪問や短期入所などの異なるサービスを緊急時に臨機応変に対応しなければならないことから、1事業者において複数のサービスを提供できる体制であることが必要です。

県内に指定事業者がなく、サービス提供体制が整っていません。

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	1	1	1
利用時間（時間）	252	252	252

【今後の対応】

今後は、障害の更なる重度化や高齢化等に応じた、多様で包括的な支援が求められます。既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、市内及び広域圏におけるサービス提供体制の整備を促進します。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主に日中、施設において入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	398	407	415
	利用実績	409	411	413
利用日数(日)	見込量	94,025	96,080	98,180
	利用実績	92,608	92,589	92,589

利用者数は令和4年度以降、見込量よりも上回っていますが、利用日数は見込量を下回っています。利用者数、利用日数ともに令和3年度から令和5年度にかけて緩やかに増加しています。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに3事業所が指定を受け、既存の事業所とあわせて必要量を提供できる体制が整っています。

【市内】12事業所

【市外】80事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	419	425	432
利用日数(日)	93,240	93,900	94,560

【今後の対応】

障害の重度化や高齢化に伴い、生活支援及び日中活動の場として、ニーズがさらに高まっていくことが推測されることから、引き続き既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、サービス提供体制の整備を促進します。

また、サービス提供事業者に対して、職員の人材確保など、サービス内容の充実を図り、利用者のニーズにあった適切なサービスの提供及びサービスの質の向上に努めます。

イ 自立訓練

- ① **機能訓練** 身体障害者に対して、身体機能や生活能力向上のために、一定期間、理学療法や作業療法（身体的リハビリテーションや歩行訓練等）、その他の必要な訓練を行うサービスです。
- ② **生活訓練** 知的障害者又は精神障害者に対して、生活能力の維持・向上のために、一定期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための訓練を行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
機能訓練	利用者数 (人)	見込量	11	16	22
		利用実績	4	6	9
	利用日数 (日)	見込量	1,126	1,673	2,486
		利用実績	394	792	1,592
生活訓練	利用者数 (人)	見込量	19	20	22
		利用実績	8	10	13
	利用日数 (日)	見込量	3,767	4,120	4,506
		利用実績	1,450	1,451	1,452

機能訓練、生活訓練ともに利用者数、利用日数が見込量を下回っていますが、増加傾向です。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、機能訓練、生活訓練ともに新たに1事業所ずつ指定を受け、サービス提供体制が拡充されました。

- ① 機能訓練【市内】2事業所、【市外】1事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所
 ② 生活訓練【市内】1事業所、【市外】3事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
機能訓練	利用者数(人)	12	15	20
	利用日数(日)	2,304	3,336	4,824
生活訓練	利用者数(人)	17	22	28
	利用日数(日)	1,851	2,360	3,008

【今後の対応】

機能訓練、生活訓練ともに、障害者支援施設及び医療機関からの退所退院に伴う地域生活移行を円滑に推進するために重要なサービスであり、今後、ニーズもさらに高まってくるものと推測されます。

今後の需要の伸びに対応するため、既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、サービス提供体制の整備を促進します。

ウ 就労選択支援（令和6年度開始事業）

ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。

【サービス基盤の現状】

令和6年度新たに開始されたサービスであり、市内に指定を受けた事業所はありません。

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	1	2	3
利用日数（日）	12	24	36

【今後の対応】

今後の需要に対応するため、既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、サービス提供体制の整備を進めます。

エ 就労移行支援

一般企業等での就労を希望する障害者に、就労支援施設において、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を一定期間（標準利用期間2年間）行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	28	24	21
	利用実績	28	25	22
利用日数（日）	見込量	6,437	5,653	4,965
	利用実績	5,121	4,333	3,666

利用者数、利用日数ともに減少傾向で、ともに見込量を下回っています。

【サービス基盤の現状】

利用の減少傾向に合わせて、事業所も減少しています。必要量を提供できる体制が整っています。

【市内】 7事業所

【市外】 15事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	22	22	22
利用日数（日）	3,666	3,666	3,666

【今後の対応】

標準利用期間が設定されているサービスであり、標準利用期間終了後に、一般就労をしたり、他のサービスへ利用を切り替えること等により、利用者数は減少傾向にあります。

しかしながら、一般就労へ向けた、より専門的支援を行う重要なサービスであり、潜在的なニーズは高いサービスであると推測されるため、引き続きニーズの把握に努めるとともに、サービスの周知を徹底し、利用促進を図ります。また、支援内容の向上及び支援体制の充実を推進します。

なお、一般就労への移行者数については、国の基本指針に基づき、令和3年度の実績（0人）の1.31倍以上（1人以上）及び、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となっている事業者が全体で5割以上となることを目標とします。

オ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障害者に対し、就労機会の提供や生産活動、日中の活動の機会を提供するサービスです。

- ① 就労継続支援A型 一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ② 就労継続支援B型 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、福祉的な作業を通じて、必要な知識の習得及び能力の向上のための訓練を行います。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
A型	利用者数（人）	見込量	224	284	359
		利用実績	158	161	164
	利用日数（日）	見込量	50,940	63,470	79,083
		利用実績	36,221	36,678	37,155
B型	利用者数（人）	見込量	440	476	514
		利用実績	430	468	509
	利用日数（日）	見込量	95,856	104,094	113,040
		利用実績	90,216	97,793	106,008

A型は、利用者数、利用日数ともに見込量を下回っていますが、増加傾向です。

B型は、利用者数、利用日数ともにほぼ見込量どおりであり、増加傾向です。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たにB型4事業所が指定を受け、既存の事業所とあわせて、必要量を提供できる体制が整っています。多くの事業所が、直近の受入体制に余裕があります。

- ① 就労継続支援A型 【市内】 8事業所
【市外】 10事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所
- ② 就労継続支援B型 【市内】 27事業所
【市外】 66事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
A型	利用者数（人）	167	170	173
	利用日数（日）	37,631	38,113	38,601
B型	利用者数（人）	554	603	656
	利用日数（日）	114,912	124,564	135,027

【今後の対応】

A型事業所の利用者数は増加しており、今後も増加していくものと推測されます。引き続き利用を促進するとともに、サービス提供事業者に対しては、健全な運営体制の推進を図ります。

また、B型事業所の利用者数は大幅に増加しています。工賃向上や仕事量の確保など、日中活動の場としてサービスの質の向上を図ります。

なお、一般就労への移行者数については、国の基本指針に基づき、A型事業所は令和3年度の実績（6人）の1.29倍以上（8人以上）、B型事業所は令和3年度の実績（1人）の1.28倍以上（1人以上）を目標とします。

カ 就労定着支援

一般就労している障害者が、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じた場合に対応するため、就労定着に向けて事業所・家族との連携調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となるサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	3	4	6
	利用実績	1	1	3

利用者数は、令和5年度で3人となっています。

【サービス基盤の現状】

市内に事業所がないため、市外の事業所に依存している状況です。

【市内】未整備

【市外】2事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	4	5	6

【今後の対応】

国の基本指針では、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数が令和3年度の実績(1人)の1.41倍以上(1人以上)であること、利用者の就労定着率が7割以上となっている就労定着事業所が全体の2割5分以上となることを目標としています。

障害者の一般就労に伴う生活上の支援ニーズは、より多様化し、かつ増加すると推測されます。

今後は、既存のサービス提供事業者の事業拡充や新規事業者の参入を促し、サービス提供体制の整備に努めるとともに、就労定着支援の周知を図り、利用を促進します。

キ 療養介護

医療機関において、医療と常時介護を必要とする障害者に、主として昼間において機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の支援をするサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	19	19	19
	利用実績	19	19	19
利用日数（日）	見込量	7,172	7,246	7,320
	利用実績	6,849	6,985	6,985

利用日数は見込量を下回っています。

利用者数は横ばいですが、利用日数は増加しています。

【サービス基盤の現状】

市内に事業所がないため、市外の事業所（医療機関）に依存している状況です。

【市内】未整備

【市外】5事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	19	19	19
利用日数（日）	7,054	7,124	7,194

【今後の対応】

対象者が限られるサービスであることから、急激な需要の伸びは見込まれませんが、引き続き、対象者に対する情報提供に努め、利用の促進を図ります。

サービス提供体制の整備についても、今後の動向を見極めながら検討していきます。

ク 短期入所（福祉型・医療型）

- ① **福祉型** 障害支援区分が区分1以上である障害者の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害者を施設において、24時間体制で介護するサービスです。
- ② **医療型** 療養介護者及び重症心身障害者等の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害者を施設において、24時間体制で介護するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型	利用者数（人）	見込量	41	46	51
		利用実績	38	35	32
	利用日数（日）	見込量	4,200	4,716	5,232
		利用実績	6,002	5,424	4,903
医療型	利用者数（人）	見込量	5	6	8
		利用実績	1	1	1
	利用日数（日）	見込量	956	1,202	1,511
		利用実績	131	60	27

福祉型は、利用者数、利用日数ともに見込量を下回っており、減少しています。

医療型の利用者は1名でした。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに2事業所(福祉型)が指定を受け、サービス提供体制が拡充されました。一方、医療型については、市内に事業所がないため、市外の事業所に依存している状況ですが、常に満床で受入れが難しい状況となっており、必要量を提供できる体制が整っていません。

① 福祉型 【市内】6事業所 【市外】12事業所

② 医療型 【市内】未整備 【市外】3事業所

【見込量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉型	利用者数（人）	32	32	32
	利用日数（日）	4,903	4,903	4,903
医療型	利用者数（人）	1	1	1
	利用日数（日）	27	27	27

【今後の対応】

利用者数は減少傾向ですが、家族の急病などの緊急時の対応や家族のレスパイト等に対応するサービスとして重要であり、今後も障害の重度化や高齢化等に伴うニーズの高まりが推測されるため、引き続き障害者支援施設や医療機関、グループホーム等に対し、事業拡充や新規参入を促し、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住支援系サービス

ア 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用した後、一人暮らしを希望する障害者に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・援助等を行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	1	2	3
	利用実績	1	1	1

各年度で1名の利用実績がありました。

【サービス基盤の現状】

市内に事業所がないため、市外の事業所に依存している状況です。

【市内】未整備

【市外】1事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	1	1	1

【今後の対応】

障害者の地域移行を推進し、地域での一人暮らしを希望する障害者にとって、適時適切な支援を行う自立生活援助は重要であり、今後のニーズの高まりも予想されることから、サービス提供体制の整備に努めるとともに、自立生活援助サービスの周知を図り、利用の促進に努めます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

自宅にかわる住居として、主に夜間において、家事等の日常生活上の援助などを行うことにより、障害者が地域で共同生活を営むことを支援するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	264	286	308
	利用実績	302	320	339

利用者数は、見込量を上回っており、増加傾向です。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに6事業所が指定を受け、サービス提供体制が拡充されましたが、ニーズの高いサービスであることから、更なるサービス提供体制の拡充が必要です。

【市内】26事業所

【市外】72事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	374	412	454

【今後の対応】

新たな事業者が参入し、サービス提供体制が拡充されつつありますが、利用希望者も大幅に増加しており、更なるサービス提供体制の整備が必要です。

引き続き、施設入所者や長期入院患者等の地域生活への移行を推進するため、また、既に地域で生活している入居待機者などの新たな生活の場となるよう、既存のサービス事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、需要に応えるサービス提供体制の整備を促進します。

ウ 施設入所支援

家族の事情により、自宅での介護等が困難な障害者を、入所施設において日中の生活介護のほか、主に夜間の入浴や排せつ、食事の介助等をするサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	219	225	228
	利用実績	212	209	206

利用者数は見込量を下回っており、緩やかに減少しています。

【サービス基盤の現状】

市内外、いずれの施設も空きがないため、サービスを利用するためには、入所待機をする必要があるなど、必要量を提供できる体制は不十分ですが、国において、地域生活への移行を推進していることから、新たな障害者支援施設の整備は難しい状況にあります。

【市内】 1事業所

【市外】 51事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	203	200	197

【今後の対応】

国の基本方針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上を地域生活に移行し、施設入所者数を5%以上削減することとなっています。

一方で、障害の重度化や高齢化等によって、グループホームでの受入れや自宅での介護等が困難であるといった理由により、施設を退所することが困難な事例も少なくありません。

このため、施設入所支援を真に必要とする障害者がサービスを利用できるよう、障害者本人や家族の状況を見極めながら、地域移行、又は施設入所の支援を図っていきます。

また、現在、自宅などの地域で生活している入所待機者や施設入所希望者に対しては、引き続き、地域で生活を送ることを視野に入れて、グループホームの利用などの情報を提供します。

エ 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

国の基本的理念では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する障害者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を求めることとしています。

本市では、日立市障害者共同生活援助施設を軸とする地域生活支援拠点において、グループホーム入居体験、短期入所及び緊急一時保護を実施しています。今後も、コーディネーターの配置や強度行動障害を有する者への支援ニーズを把握した支援体制の構築などを通して、機能の充実を図ります。

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
運用状況の検証及び 検討(回)	1	1	1

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画の作成や、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整などを行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (人)	見込量	1,308	1,447	1,601
	利用実績	1,192	1,297	1,411

利用者数は見込量を下回っていますが、増加しています。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに2事業所が指定を受けましたが、利用者が増加しており、必要量を提供できる体制は十分ではありません。

【市内】15事業所

【市外】74事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	1,535	1,670	1,817

【今後の対応】

利用者数が大幅に増加している状況を踏まえ、今後の需要の伸びに対応するため、既存のサービス提供事業者の事業拡充や新規事業者の参入を促し、計画相談支援事業者の指定によるサービスの提供体制の整備に努めるとともに、障害福祉サービスを利用する方に対して、障害に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援専門員の確保と質の向上により相談支援体制の充実を促進します。

イ 地域相談支援

- ① 地域移行支援 障害者支援施設や精神科医療機関等を退所・退院する障害者に対し、住居の確保その他、地域生活に移行するために必要な相談や関係機関との調整等を行うサービスです。
- ② 地域定着支援 施設・病院から退所・退院し、地域における生活の不安を解消し、円滑な日常生活が継続して送れるよう、居宅において単身で生活している障害者等に対し、常時連絡体制を確保し、緊急事態等の相談・訪問等を行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域移行支援	利用者数 (人)	見込量	5	5	5
		利用実績	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人)	見込量	2	3	4
		利用実績	0	0	0

利用実績はありませんでした。

【サービス基盤の現状】

現在、市内に4事業所が整備されていますが、利用はありませんでした。

【市内】4事業所

【市外】利用実績がある事業所はありませんでした。

【見込量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域移行支援	利用者数(人)	1	2	2
地域定着支援	利用者数(人)	1	2	2

【今後の対応】

現状において利用者がいませんが、障害者の地域移行を推進するために重要なサービスであることから、相談支援専門員の確保や育成等によりサービス提供体制の整備に努めます。

また、引き続きニーズの把握に努めるとともに、障害者支援施設や医療機関等との連携の下、対象者に情報を提供し、利用の促進を図ります。

(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援

ア 児童発達支援

発達に遅れのある未就学児に対して、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。なお、児童福祉法の改正により令和6年度から「医療型児童発達支援」が一元化されています。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	113	117	122
	利用実績	129	139	150
利用日数(日)	見込量	8,563	9,282	10,062
	利用実績	8,895	8,836	8,774

利用者数は見込量を上回り、かつ増加しています。

利用日数は見込量を下回り、かつ減少しています。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに2事業所が指定を受けました。

幼児期等における発達の遅れや障害に対する不安の解消などに関するサービス提供者の専門性が求められます。利用者は、地域の幼稚園や保育園などに通いながら併せて児童発達支援を利用する傾向があります。市内及び市外の事業所の新規受入体制には余裕があります。

【市内】 12 事業所

【市外】 8 事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	162	175	189
利用日数(日)	9,461	10,202	11,001

【今後の対応】

サービス提供体制の整備は進んでおり、需要に比べられると推測されますが、今後は、幼児期等における発達の遅れや障害に対する保護者の不安の解消など、より専門性の高いサービスを提供するために、人材育成等を始め、職員の質の向上を図ります。

さらには、医療的ケア児への対応など、引き続きニーズの把握に努めるとともに、対象者への情報提供を行うことにより、利用の促進を図ります。

イ 放課後等デイサービス

就学児に対して、放課後や長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所づくりとして行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	235	256	280
	利用実績	230	252	276
利用日数(日)	見込量	38,258	47,165	58,144
	利用実績	32,115	34,163	36,349

利用者数はほぼ見込みどおりであり、増加傾向です。

利用日数は見込量を下回っていますが、増加傾向です。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに1事業所が指定を受けました。

市内の事業所の新規受入体制には余裕がありますが、希望する日数を利用できないなど、必要量を提供できる体制は十分ではありません。

【市内】14事業所

【市外】24事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	302	331	363
利用日数(日)	38,671	41,141	43,769

【今後の対応】

サービス提供体制の整備は進んでいますが、今後の需要の伸びも見込まれるため、既存のサービス事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、需要に応えるサービス提供体制の整備を促進します。

また、より専門性の高いサービスを提供するために、人材育成等を始め、職員の質の向上を図ります。

さらには、医療的ケア児への対応など、引き続きニーズの把握に努めるとともに、対象者への情報提供を行うことにより、利用の促進を図ります。

ウ 保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、小学校等に在籍している障害のある児童が集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が保育園等を訪問し、児童や担当保育士等に対して、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	1	2	3
	利用実績	1	1	2
利用日数（日）	見込量	24	48	72
	利用実績	1	16	256

利用者は微増傾向です。

【サービス基盤の現状】

市内に事業所がないため、市外の事業所に依存している状況です。

【市内】未整備

【市外】2事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	3	4	5
利用日数（日）	384	512	640

【今後の対応】

サービス提供体制の整備が不十分なため、利用が進んでいません。既存のサービス提供事業者の事業拡充や新規事業者の参入を促し、サービス提供体制の整備に努めます。

また、障害児支援の多様化するニーズに対して、引き続きニーズや現状の把握に努めるとともに、きめ細やかな対応に努めます。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により、児童発達支援等の通所支援を受けることができない障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	1	2	3
	利用実績	0	0	0
利用日数（日）	見込量	96	192	288
	利用実績	0	0	0

利用実績はありませんでした。

【サービス基盤の現状】

市内には事業所がありません。また、県内の事業所の整備も数か所にとどまっており、サービス提供体制が整っていません。

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	1	2	3
利用日数（日）	96	192	288

【今後の対応】

児童発達支援事業所等へ通所することができない重度の障害児について、実態を調査し、ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制の整備に努めます。

オ 短期入所（福祉型・医療型）

- ① **福祉型** 障害児に必要なとされる支援の度合いに応じて、厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害児を施設において、24時間体制で介護するサービスです。
- ② **医療型** 療養介護を要する障害児及び重症心身障害児の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害児を施設において、24時間体制で介護するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型	利用者数（人）	見込量	7	7	7
		利用実績	2	3	5
	利用日数（日）	見込量	65	65	65
		利用実績	64	61	58
医療型	利用者数（人）	見込量	1	1	1
		利用実績	0	0	0
	利用日数（日）	見込量	23	23	23
		利用実績	0	0	0

福祉型は、利用者数、利用日数とも見込量を下回っています。

医療型は、利用実績はありませんでした。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに1事業所(福祉型)が指定を受け、サービス提供体制が拡充されました。

一方、医療型については、市内に事業所がなく、市外の事業所に依存している状況ですが、常に満床で受入れが難しい状況となっており、必要量を提供できる体制が整っていません。

- ① 福祉型 【市内】3事業所 【市外】4事業所
 ② 医療型 【市内】未整備 【市外】利用実績なし

【見込量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉型	利用者数（人）	8	13	21
	利用日数（日）	92	145	229
医療型	利用者数（人）	1	1	1
	利用日数（日）	23	23	23

【今後の対応】

サービス提供体制の整備が進んでおらず、利用が少ない状況です。既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、サービス提供体制の整備を促進するとともに、引き続きニーズの把握に努めます。

カ 障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての児童に対し、サービス等利用計画の作成及び見直し、モニタリングなどを実施し、各種サービス提供事業者等との連絡調整を行う事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	474	532	597
	利用実績	387	467	564

利用者数は見込量を下回っていますが、増加傾向です。

【サービス基盤の現状】

前計画期間中に、新たに3事業所が指定を受けましたが、利用者が増加しており、必要量を提供できる体制は十分ではありません。

【市内】12事業所

【市外】5事業所 ※日立市からの利用実績がある事業所

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	681	822	992

【今後の対応】

利用者数が大幅に増加している状況を踏まえ、今後の需要の伸びに対応するため、既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入により、サービスの提供体制の整備を促進します。

また、障害児支援のニーズの多様化に伴い、きめ細やかな対応が求められていることから、より質の高いサービスの利用へとつながるよう、相談支援体制の充実を図ります。

2 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が感じる社会的なバリアを除去するため、障害者団体や事業所、地域住民などを対象に、障害者の理解促進を目的とした各種研修や啓発事業を実施し、「共生社会の実現」を目指します。

【今後の対応】

有識者による講演会やふれあい運動会など、障害の有無にかかわらず、気軽に参加できる機会を設け、多くの市民が障害者と触れ合い、障害者に対する理解を深めるよう取り組みます。

また、行政機関として社会的なバリアを除去するため、「必要かつ合理的な配慮」を推進するとともに、共生社会の実現に向け、「障害者週間」等における各種啓発活動、さらに、市報やホームページへの掲載や分かりやすく親しみやすいパンフレットを作成するなど、積極的に理解・啓発に向けた広報活動を実施します。

(2) 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害者やその家族等の総合的な相談窓口として、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

国の基本指針では、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化のための取組を求めています。

本市では、日立市障害者基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談機関との連携強化などの取組を行っていきます。

また、個別検討を通じた地域サービスの基盤の開発や改善等を行う協議体の体制を構築し、地域相談支援の充実を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 市長申立て

知的障害者又は精神障害者で、本人に身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない方については、市長が申立てを行うことができます。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
申立て件数	見込量	2	2	2
	利用実績	1	1	1

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
申立て件数	1	1	1

イ 報酬等の助成

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者又は精神障害者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	2	3	4
	利用実績	4	4	4

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	5	6	7

【今後の対応】

家族の死亡後など、単身の障害者の日常生活を支援する必要性や将来の生活への不安などから、財産管理を始め生活支援を行う成年後見制度への関心が高まっています。

障害により判断力が不十分になり、後見が必要になった方の権利を守るため、制度の周知及び理解と利用促進を図ります。

(4) 意思疎通支援事業

手話通訳者及び要約筆記者の派遣や市役所(障害福祉課)窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図る事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	233	238	243
	利用実績	292	249	212

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	212	212	212

【今後の対応】

聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や市役所(障害福祉課)窓口到手話通訳者の設置を継続するほか、会議等における手話通訳者を配置します。

(5) 日常生活用具給付事業

障害者が安全かつ容易に使用でき、実用性のある福祉用具を給付することで、障害者の日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
給付 件数 (件)	介護・訓練支援用具	見込量	12	15	
		利用実績	14	9	
	自立生活支援用具	見込量	22	25	
		利用実績	26	27	
	在宅療養等支援用具	見込量	23	28	
		利用実績	33	28	
	情報・意思疎通支援用具	見込量	47	50	
		利用実績	49	80	
	排泄管理支援用具	見込量	5,617	5,815	
		利用実績	5,225	5,222	
	居宅生活動作補助用具	見込量	11	12	
		利用実績	10	6	
	計		見込量	5,732	5,945
			利用実績	5,357	5,372

【見込量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給付件数 (件)	介護・訓練支援用具	6	6	6
	自立生活支援用具	29	30	31
	在宅療養等支援用具	24	24	24
	情報・意思疎通支援用具	214	350	572
	排泄管理支援用具	5,213	5,209	5,205
	居宅生活動作補助用具	4	4	4
計		5,490	5,623	5,842

【今後の対応】

日常生活に必要な用具の種類や基準額及び給付対象者等について、利用する方のニーズを把握し、実情に即した適切な種目や基準額等となるよう必要に応じて見直しを行います。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、地域での円滑な交流が図れるよう、初心者向けの手話技術の習得を目的とした手話奉仕員養成研修事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	27	27	27
	利用実績	23	29	27

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	29	31	34

【今後の対応】

身近な地域でより多くの手話奉仕員が活動できるよう、手話奉仕員養成研修事業を実施し、奉仕員の十分な人数の確保に努めます。また、日立市聴覚障害者協会及び日立市社会福祉協議会等と連携し、手話奉仕員の活動の場の拡大に努めます。

(7) 移動支援事業

心身の状況により屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や社会参加等をする際に、移動支援員を派遣するサービスです。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	54	54	54
	利用実績	49	60	73
利用時間（時間）	見込量	1,419	1,419	1,419
	利用実績	1,490	1,645	1,816

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	89	109	133
利用時間（時間）	2,005	2,213	2,443

【今後の対応】

グループ支援型、車両移送型の移動支援が可能な事業者の参入を促進します。

また、通学・通所等の利用や目的地での活動見守り等についてなど、移動支援のサービスの利用範囲の見直しについて検討を行います。

(8) 地域活動支援センター事業

障害者に対し、創作活動や生産活動の場を提供したり、地域との交流活動を行うことを目的とした事業です。

機能訓練及び社会適応訓練等の日中活動や、障害者への情報提供や助言を行うなどの相談支援も行います。

① ゆうあい

主に身体障害者デイサービス事業として、身体障害者に創作的活動等の機会を提供する日中活動支援や、障害者の相談に応じ、必要な援助を行う相談支援を行っています。

② ライトハウス

主に精神障害者デイサービス事業として、精神障害者の創作的活動等の機会を提供する日中活動支援や、精神保健福祉士等の専門職員が障害者の相談に応じ、医療、福祉及び障害福祉サービス提供事業者等との調整を行う相談支援を行っています。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中活動 利用者数(人)	見込量	2,434	2,387	2,340
	利用実績	2,669	3,107	3,617
相談支援 利用者数(人)	見込量	4,875	5,353	5,878
	利用実績	3,845	3,510	3,205

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中活動 利用者数(人)	4,211	4,902	5,707
相談支援 利用者数(人)	3,731	4,343	5,056

【今後の対応】

自宅で過ごしている障害者の日中活動及び社会参加の機会となるよう、事業の情報を提供し、利用促進を図ります。また、各地域活動支援センターの事業内容の充実と質の向上を図るとともに、引き続きニーズに応じたサービスの提供を促進します。

(9) 日中一時支援事業

障害者の日中活動などの居場所を確保することにより、一時的に、介護者の就労支援や介護負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用日数（日）	見込量	20,220	20,826	21,450
	利用実績	18,585	17,001	15,556

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用日数（日）	15,556	15,556	15,556

【今後の対応】

障害者を取り巻く社会環境の変化、障害者やその保護者のニーズの多様化など、必要に応じて運用方法の見直しを検討します。

(10) 訪問入浴サービス事業

身体障害や難病等により、本人及び家族支援等による入浴が困難な障害者等の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	21	21	21
	利用実績	24	23	22

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	22	22	22

【今後の対応】

令和3年度に利用回数を週1回から週2回に見直しました。今後も引き続き、利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、必要に応じて見直しを行います。

(11) 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子どもやその親が集まる施設への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児等の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言、その他必要な支援を行います。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問回数（回）	見込量	45	45	45
	利用実績	42	42	42

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問回数（回）	42	42	42

【今後の対応】

就学前の早い段階から、発達が気になる子どもへの適切な支援を行うための体制整備を行い、発達障害児等の福祉の向上を図ります。

(12) スポーツ・レクリエーションふれあい教室開催等事業

障害者の健康維持、交流拡大、余暇活動の充実等を図る目的で実施します。あわせて、障害者への理解のため、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツの普及啓発を推進します。

【開催実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数（回）	見込量	1	1	1
	利用実績	0	0	1
参加者数（人）	見込量	66	68	70
	利用実績	0	0	70

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
回数（回）	1	1	1
利用者数（人）	70	70	70

【今後の対応】

障害者スポーツ関係団体等との連携・協力により、「スポーツ・レクリエーションふれあい教室」などを開催し、障害者に対する理解や交流を深めます。

また、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツの普及・啓発に努めます。

(13) 障害者運転免許取得費助成事業

障害者に自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進する事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	5	5	5
	利用実績	10	6	4

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	4	4	4

【今後の対応】

障害者の通勤、外出等のための移動手段として、障害者の社会活動等への参加促進のために有効であるため、今後も、市ホームページ等で周知を行い、制度の利用促進に努めます。

(14) 身体障害者用自動車改造費助成事業

自ら自動車を運転する身体障害者が、就労等社会活動への参加を目的に、ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する費用の一部を助成する事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	見込量	5	5	5
	利用実績	0	2	2

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	2	2	2

【今後の対応】

市ホームページ等で周知を行い、制度の利用促進に努めます。

(15) 点字・声の市報発行事業

視覚での情報入手が困難な障害者に対して、市報に掲載された生活情報や障害福祉情報などを点訳、音訳等のわかりやすい方法により、定期的に提供する事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
点字市報 利用者数(人)	見込量	12	13	14
	利用実績	12	11	10
声の市報 利用者数(人)	見込量	23	24	25
	利用実績	21	21	21

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
点字市報 利用者数(人)	10	10	10
声の市報 利用者数(人)	21	21	21

【今後の対応】

市報や市ホームページ、障害者福祉ガイドブックなどの、視覚障害者の日常生活に必要な情報を点訳・音訳により提供します。

(16) 障害児児童クラブ運営事業

日立特別支援学校等に就学している障害児の放課後や長期休業中の活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援などを図る事業です。

【利用実績】

※令和5年度は見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人)	見込量	20	20	20
	利用実績	20	16	13

【見込量】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	13	13	13

【今後の対応】

障害児やその保護者の多様なニーズに沿って、サービス内容の充実や質の向上を図ります。

3 その他の取組

国の指針に基づき、次の項目についても、日立市障害者自立支援協議会等において協議・検討を進めます。

(1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

茨城県の調査によれば、本市に所在する精神科医療機関に1年以上入院している患者数は、平成29年は322人、平成30年は315人と、わずかながら減少傾向にあります。今後は、保健・医療・福祉関係者が連携及び情報共有する場を設け、長期入院患者の地域移行を推進します。

内容
保健・医療・福祉関係者による協議体制の構築
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施
精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助の利用促進

(2) 障害児の重層的な地域支援体制の整備

障害児のライフステージに沿った関係機関の連携による、切れ目のない一貫した支援の提供体制の構築、医療的ケア児が保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、地域での重層的な支援体制を構築します。

内容
児童発達支援センターの設置（1か所以上）
児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（1か所以上）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議体制の構築及びコーディネーターの配置

(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

県が主催する障害福祉サービスに係る研修への参加や、県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査に同行する等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための実施体制の構築を図ります。

内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
指導監査結果の県と市の共有

第6章 本市が運営する施設の今後の在り方

本市が運営する施設（指定障害福祉サービス事業所）は、令和6年3月現在15か所あり、内訳としては、市の直営施設1か所、指定管理施設11か所、業務委託施設3か所です。

平成31年4月に「ひまわり学園」、「しいの木学園」、「母子療育ホーム」、「太陽の家」が、複合施設として建設した「鳩が丘さくら福祉センター」に移転し、同時に「母子療育ホーム」を指定管理者による運営へと移行しました。また、令和2年4月には「日立市障害者共同生活援助施設」（グループホーム）を開設しました。

今後は、障害者のニーズに合わせた適正なサービスの提供や地域の障害者に関する相談支援、施設入所者の地域移行への支援、地域との交流の機会の確保など、施設の特性を活かしていけるよう機能の強化を図ります。

市内で唯一の障害者支援施設である「大みかけやき荘」については、昭和57年の開設後、41年が経過し、施設全般の老朽化が著しく、また入所者の高年齢化や障害の重度化の進行も重なり、適切なサービスの提供や利用者の多様なニーズに応えることが困難な状況になりつつあるため、再整備について検討を進めます。

「桐木田・大みか・滑川・十王」の各福祉作業所については、民間施設の増加に伴い利用者数が減少していることから、利用者数の増加に向けた取組を推進するとともに、民間施設の動向や利用者ニーズを踏まえ、市が設置する福祉作業所の役割を検討・整理します。

本市が運営する障害者施設

令和5年4月1日現在

No.	施設名		提供サービス等	運営方法	定員 (人)	利用者数 (人)	
1	大みかけやき荘		施設入所支援 生活介護	指定管理	50	50	
			短期入所(併設型)		3	7	
2	ひまわり学園	鳩が丘さくら 福祉センター	生活介護		30	30	
3	しいの木学園		就労継続支援B型		30	18	
4	母子療育ホーム		児童発達支援 放課後等デイサービス		40	32	
5	太陽の家		生活介護		20	16	
6	日立市障害者共同生活援助施設		共同生活援助 短期入所(空床型)		10	53	
7	桐木田福祉作業所		就労移行支援		6	0	
			就労継続支援B型		30	14	
8	大みか福祉作業所		就労継続支援B型		25	13	
9	滑川福祉作業所		就労継続支援B型		30	14	
10	十王福祉作業所		就労継続支援B型		20	8	
11	けやきホーム		共同生活援助		業務委託	4	3
12	子どもセンターさくらんぼ		児童発達支援		市直営	28	25
13	かねはた短期入所施設		短期入所(空床型)		指定管理	20	0
14	地域活動支援センターゆうあい		日中活動支援事業	業務委託	15	17	
15	地域活動支援センターライトハウス		日中活動支援事業	業務委託	40	110	

※ 短期入所は令和4年度実利用者数、地域活動支援センターは登録者数。

資料編

1 日立市障害者自立支援協議会委員名簿

全体会

No.	氏名	所属等	備考
1	木村 統	NPO法人ワークスたんぽぽを支える会	会長
2	弓野 孝子	ハートねっと日立市民の会	副会長
3	氏家 義三	日立市視覚障害者協会	
4	軽部 剛	日立市聴覚障害者協会	
5	磯部 恵美	日立市肢体不自由児者父母の会	
6	永井 立雄	日立市手をつなぐ親の会	
7	藤枝 利彰	日立重症心身障害児（者）を守る会	
8	有賀 絵理	市民委員	
9	森 真由美	NPO法人スペース空	
10	額賀 毅	日立市大みかけやき荘	
11	菊地 祐二	NPO法人日立太陽の家	
12	高信 均	社会福祉法人ひたち育成会	
13	林 輝彦	社会福祉法人愛正会 複合福祉施設一想園	
14	大森 祐介	NPO法人ダイシン	
15	井澤 智子	茨城県日立保健所	
16	瀧本 みお	(株)日立製作所 日立健康管理センタ	
17	菊地 正広	一般社団法人茨城県日立市医師会	
18	埴 貴恵	医療法人圭愛会 日立梅ヶ丘病院	
19	瀬尾 栄	日立市学校長会	
20	沼田 篤	日立公共職業安定所	
21	若原 浩二	日和サービス(株)環境事業本部エコサポート部	
22	上野 郁夫	日立市連合民生委員児童委員協議会	
23	豊田 達哉	社会福祉法人 日立市社会福祉協議会	
24	望月 珠美	茨城キリスト教大学	
25	小松崎 美帆	茨城県日立児童相談所	
26	山本 廣子	障害者就業・生活支援センターまゆみ	
27	小南 祐哉	地域活動支援センターライトハウス	
28	松本 正生	日立市保健福祉部長	

計画部会

	氏名	所属	備考
1	有賀 絵理	市民委員	部会長
2	佐野 栄子	ハートねっと日立市民の会	副部会長
3	稲田 真由美	日立市視覚障害者協会	
4	宮下 和友	日立市聴覚障害者協会	
5	磯部 恵美	日立市肢体不自由児者父母の会	
6	西山 キミ	日立市手をつなぐ親の会	
7	藤枝 利彰	日立重症心身障害児（者）を守る会	
8	大森 祐介	NPO法人ダイシン	

2 策定経過

(1) 日立市障害者自立支援協議会 全体会

	開催日	内容
第1回	令和5年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none">・新元気ひたち障害者プランの改定について・アンケート調査の概要について
第2回	令和5年12月 1日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果について・新元気ひたち障害者プラン改定版（素案）について
第3回	令和6年 2月 1日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・新元気ひたち障害者プラン改定版（案）について

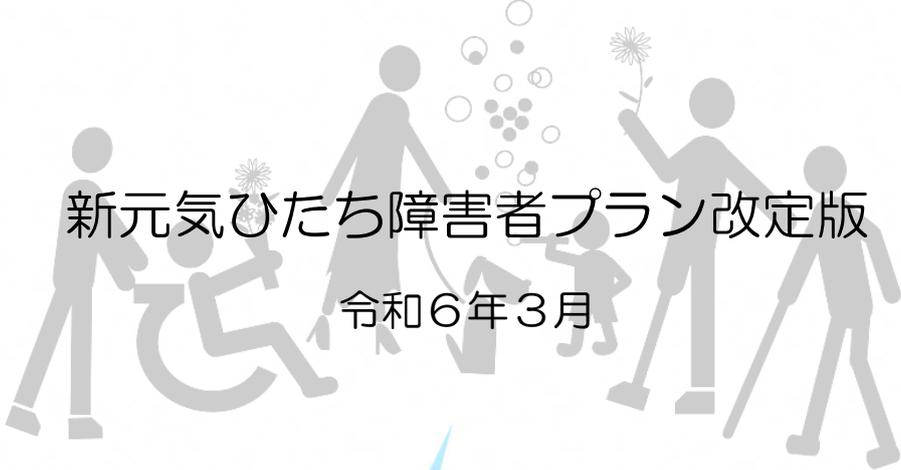
(2) 日立市障害者自立支援協議会 計画部会

	開催日	内容
第1回	令和5年 7月11日	<ul style="list-style-type: none">・新元気ひたち障害者プランの改定について・アンケート調査の概要について
第2回	令和5年11月16日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果について・新元気ひたち障害者プラン改定版（素案）について
第3回	令和6年 1月29日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・新元気ひたち障害者プラン改定版（案）について



【表紙：共生社会イメージマーク】

このマークは、様々なかたちがつながりあい、輪になっています。
障害の有無や性別、年齢にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、ともに支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会の実現という意味が込められています。



新元気ひたち障害者プラン改定版

令和6年3月

発行 日立市
編集 日立市 保健福祉部 障害福祉課
〒317-8601
日立市助川町 1-1-1
TEL 0294-22-3111
IP 電話 050-5528-5074
FAX 0294-22-3011
Mail shogai@city.hitachi.lg.jp
